

ISSUE BRIEF

資料・年金制度改革をめぐる論点

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 424(JUN.30.2003)

目次（付 公的年金制度の体系区分早見表）

はじめに

公的年金制度の役割と体系

個別の主要な論点

- 1 社会保障制度に関する制度横断的な考え方における公的年金
- 2 給付と負担のあり方
- 3 公的年金の一元化
- 4 女性と年金
- 5 高齢化への対応
- 6 少子化への対応（次世代育成支援）
- 7 年金積立金の運用
- 8 公的年金等控除など
- 9 企業年金等
- 10 受給資格期間等

付 公的年金制度に関する主な提言・意見

付 年表：公的年金制度に関する近年の報告書など

社会労働課

(おざわ めぐみ
尾澤 恵)

調査と情報

第424号

目次（付 公的年金制度の体系区分早見表）

はじめに.....	3
公的年金制度の役割と体系	4
< 基礎年金 + 報酬比例部分の構造を維持する考え方 >	
1 社会保険方式を維持する体系(現行の制度体系を基本とする考え方)(体系区分 1)	4
2 基礎年金部分を税方式とする体系 (体系区分 2)	5
2-A 基礎年金の財源を消費税とする意見.....	6
2-B 基礎年金の財源を年金目的(間接)税、所得税等とする意見.....	6
2-C 基礎年金の財源の「税」の種類につき明言がないもの.....	7
2-D 報酬比例部分を積立方式に移行する意見.....	7
< 基礎年金 + 報酬比例部分の構造を変更する考え方 >	
3 公的年金は基礎年金に限定する体系(1階建て構造への変更)(体系区分 3).....	8
3-A 基礎年金の財源を消費税(又は消費税を含む財源)とする意見.....	8
3-B 基礎年金の財源を消費税以外の税とする意見.....	9
3-C 基礎年金の財源の「税」の種類につき明言がないもの.....	9
3-D 基礎年金の財源を何に求めるかにつき言及がないものなど.....	9
4 所得比例年金と補足的給付を組み合わせた体系(スウェーデン方式)に類するもの (体系区分 4).....	9
個別の主要な論点.....	10
1 社会保障制度に関する制度横断的な考え方における公的年金.....	10
2 給付と負担のあり方.....	11
(1)給付と負担について.....	11
(1-1)負担の限界.....	11
(1-2)給付水準.....	12
(2)国民負担率等について.....	12
(3)国庫負担率の3分の1から2分の1への引き上げ等について.....	13
3 公的年金の一元化.....	14
4 女性と年金.....	14
(1)第3号被保険者制度及び社会保障制度等の単位について	14
(2)モデル年金について.....	15
(3)短時間労働者等への厚生年金の適用について.....	15
(4)離婚時の年金分割について.....	16
(5)遺族年金について.....	16
5 高齢化への対応.....	16
(1)支給開始年齢の引き上げ及び高齢者の就労促進等について.....	17
(2)在職老齢年金制度について.....	17
(3)高額所得者への対応について.....	18

6 少子化への対応（次世代育成支援）.....	18
7 年金積立金の運用.....	18
8 公的年金等控除など.....	19
9 企業年金等.....	20
10 受給資格期間等.....	21
（追記）.....	21
付 公的年金制度に関する主な提言・意見.....	22
付 年表：公的年金制度に関する近年の主な報告書など.....	29

付 本資料で用いた「公的年金制度の体系区分早見表」～第 章参考資料

本資料で用いた公的年金制度の体系区分		本資料で取り上げた提言・意見等 （*略称等は、「はじめに」及び「付 」参照）
体系区分 1 社会保険方式を維持する体系 （現行の制度体系を基本とする考え方）		ビジョン懇（付 の 参照、以下同じ）、 社保審 ・ 、有識者会議 ・ 、社負研 ・ 、 厚労省 ・ 、堀 37 ・ 38、山崎 53、内総研
体系区分 2 基礎年金部 分を税方式 とする体系	A 基礎年金の財源を消費税と する意見	日本経団連 23、化リーグ 33、構想日 34、高 山 39 ・ 40（高山 41 ・ 42 は、体系区分 4 参照）、 木村 59、西沢 67
	B 基礎年金の財源を年金目的 （間接）税、所得税等とする 意見	経企研 ・ ・ 、連合 31 ・ 32、八田 61、里見 64
	C 基礎年金の財源の「税」の 種類につき明言がないもの	日経連 ・ 、経団連 ～ 22、駒村 48（駒村 51 は、 体系区分 4 参照）、里見 65
	D A～Cの中で、報酬比例部分 を積立方式に移行する意見	経企研 ・ ・ 、日経連 ・ 、経団連 ～ 22、 八田 61
体系区分 3 公的年金は 基礎年金に 限定する体 系（1階建 て構造への 変更）	A 基礎年金の財源を消費税 （又は消費税を含む財源）と する意見	同友会 28、関経連 30、構想フォ 36、小塩 45（小 塩 44 ・ 46 ・ 47 は、体系区分 3-C 参照）、橘 木 52
	B 基礎年金の財源を消費税以 外の税とする意見	井堀 56 ・ 57
	C 基礎年金の財源の「税」の 種類につき明言がないもの	産構審 ・ 、戦略会議 ・ 、同友会 25
	D 基礎年金の財源を何に求め るかにつき言及がないもの	小塩 44 ・ 46 ・ 47（小塩 45 は、体系区分 3-A 参照）、八代 54 ・ 55、鈴木 60
体系区分 4 所得比例年金と補足的給付を組み合わせた体 系（スウェーデン方式）に類するもの		高山 41 ・ 42（高山 39 ・ 40 は、体系区分 2-A 参照）、駒村 51（駒村 48 は、体系区分 2-C 参照）、神野 62、金子 63

はじめに

平成 14(2002)年 12 月 5 日、厚生労働省は「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。これは、平成 16(2004)年(次期財政再計算の年)に予定されている年金制度改革のたたき台となるものである。平成 19(2007)年には、団塊の世代が 60 歳代に突入する。次回改正はその前の重要な改正であり、公平かつ持続可能な年金制度の構築が望まれている。

前回の年金制度改革¹は、平成 12(2000)年 4 月から実施され、ミレニアム年金改革と称されたが、基礎年金の国庫負担率引き上げ、女性と年金、基礎年金の財政方式、公的年金の一元化、厚生年金の廃止・民営化、年金積立金の自主運用をめぐる問題などが、検討課題として残された²。

これらを含む年金改革に関する諸問題は、長年にわたり、各種審議会、関係省庁、関係団体、有識者により議論が行われ、提言等が行われてきたが、それらの意見・提言は、広範多岐にわたり、その見解・論点も多様である。現在、次期年金制度改革のための議論の最中であるが、公的年金制度をめぐる論議は、百家争鳴と言える状況である。

本資料は、次期年金制度改革の検討に資するため、これまで積み重ねられてきた論議を跡付け、その論点を整理することを目的とする(平成 15 年 5 月 31 日現在)。本資料の趣旨との関係で重要と思われる報告書・提言と有識者の意見を取り上げ、(1)第 1 章では、年金制度の役割と体系という総論的観点から整理を行い、(2)第 2 章では、それ以外の主要な論点について整理を行う。これらの報告書・提言、意見等は、「付 1 公的年金制度に関する主な提言・意見」(pp.22-29.)に一覧した³。年金改革の論議が本格化しつつある現在、本資料がそれらを読み解く手がかりとなれば幸いである。

なお、第 1 章以下では、「付 1」に一覧した審議会及び関係団体の略称を、次の表内に示すように略称した(50 音順)。引用する報告書・提言、意見等は、この略称又は「付 1」に掲載した有識者の名字(敬称略)と、「付 1」に記した文書番号(付 1-68)で表記した。

¹ 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平 12 法 18)、「年金資金運用基金法」(平 12 法 19)及び「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律」(平 12 法 20)は、平成 12 年 3 月 28 日に可決・成立し、同月 31 日に公布された。

² 大谷泰夫「21 世紀初頭の年金風景 公的年金の次なる課題」『Fund Management』25,2001.新春,pp.28-32.参照。

³ 日本の年金制度は、国民年金(基礎年金)を 1 階部分とした 3 階建て制度(被用者年金の報酬比例部分が 2 階部分、企業年金等が 3 階部分)であり、公的年金は、国民年金、厚生年金、共済年金の 3 つに分かれる。日本の年金制度の概要等は、泉眞樹子「年金制度改革の論点 - 付 1: 制度の概要 -」『調査と情報 ISSUE BRIEF』414,2003.2,pp.12-16.を参照されたい。

また、第 12 回社会保障審議会年金部会において「年金制度改革にかかるこれまでの意見の整理」(平成 14 年 12 月 11 日) <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/12/s1213-7a.html>> が、また第 7 回経済財政諮問会議において、「年金制度改革に関する論点整理」について(坂口臨時議員提出資料)(平成 15 年 4 月 1 日) <<http://www5.cao.go.jp/shimon/2003/0401/0401item5-3-1.pdf>> が出されている。関心のある方は、そちらも参照されたい。

化リーグ = 化学リーグ 21、**関経連** = 関西経済連合会、**経企研** = 経済企画庁経済研究所、**経産省** = 経済産業省、**経団連** = 経済団体連合会、**構想日** = 構想日本、**構想フォ** = 政策構想フォーラム、**厚労省** = 厚生労働省、**産構審** = 産業構造審議会、**諮問会議** = 経済財政諮問会議、**社負研** = 社会保障負担等の在り方に関する研究会、**社保審** = 社会保障制度審議会、**女年検** = 女性とライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会、**戦略会議** = 経済戦略会議、**同友会** = 経済同友会、**内総研** = 内閣府経済社会総合研究所、**日経連** = 日本経営者団体連盟、**日本経団連** = 日本経済団体連合会、**ビジョン懇** = 高齢社会福祉ビジョン懇談会、**有識者会議** = 社会保障構造改革のあり方について考える有識者会議、**与社協** = 政府・与党社会保障改革協議会、**連合** = 日本労働組合総連合会。

公的年金制度の役割と体系

前述の「年金改革の骨格に関する方向性と論点」（付 の 参照、以下同じ。）は、年金制度の体系のあり方の検討のため、(1)国民皆年金と社会保険方式を基本とした現行の制度体系、(2)基礎年金を税方式とする体系、(3)定額の公的年金とその上乘せの私的年金を組み合わせた体系、(4)一本の所得比例年金と補足的年金を組み合わせた体系（スウェーデン方式）の4つの体系を提示している。

従来は、基礎年金の財源調達的方式を社会保険方式とするか税方式とするか、報酬比例部分を廃止して民営化するか否か、という点などから議論が行われてきたが、近年ではその枠組みに収まりきれない体系が出てきている。また、国庫負担（税金）でまかなうべき年金給付とは何かについても考える必要がある。

こうした状況に鑑み、本章では、「基礎年金 + 報酬比例部分の構造を維持する考え方」と、「基礎年金 + 報酬比例部分の構造を変更する考え方」に分けて、公的年金制度の役割と体系という総論的観点から、各種提言・意見等を整理する。なお、本章で用いた公的年金制度の体系区分と該当する提言・意見等を、「公的年金制度の体系区分早見表」として整理したので、参照されたい（p.2.）。

< 基礎年金 + 報酬比例部分の構造を維持する考え方 >

1 社会保険方式を維持する体系（現行の制度体系を基本とする考え方）（体系区分1）

基礎年金と報酬比例部分の構造を維持する考え方は、基礎年金の財源調達的方式を社会保険方式とするか税方式とするかで、大きく2つに分かれる。

社会保険方式とは、加入者が保険料を拠出し、それに応じて年金給付を受ける仕組みを言い、現行制度はこの方式をとる。基本的に保険料を納めなければ給付は受けられないため、未加入・未納問題が生じるが、保険料の額や支払った期間に応じて給付額が決められるため、拠出と給付の関係がより明確であるというメリットがある⁴。

本資料で取り上げた提言・意見等（以下、提言・意見等とする。）の中で、社会保険方式を維持する考え方をとるものには、ビジョン懇⁵、社保審⁶、有識者会議⁷、社負研⁸、厚労省⁹、堀^{37・38}、山崎⁵³がある。「国民保険」（医療、介護、年金、雇用の各社

⁴ 「厚生年金、国民年金の財政 用語集」

< <http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei-yougo/you-sa.html> >。

⁵ ただし、「給付と負担の関係の明確な社会保険方式を評価する意見が多かった」という表現にとどまる。

会保険を統合したもの)を提唱する内総研も、年金部分に関しては、この考え方をとっていると言えよう。

この中で、社保審は、「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」を社会保障の基本的理念とし、その推進のため、社会保障の「普遍性」、給付と負担の「公平性」、各社会保障制度や他の関連制度・施策との「総合性」、社会福祉の給付などについての「権利性」、政策の「有効性」の5原則を明確にしている。また、「社会保険料負担が中心となるのは当然」とする。

社保審は、社会保障の理念は社保審と同じであるが、国民皆保険制度の維持を強調し⁷、給付水準の適正化、年金課税による新たな財源の確保、高齢者雇用の促進による支給開始年齢の見直し等による漸進的な年金制度改革を提唱する。また、「賦課方式⁸を基本とする場合でも、積立方式⁹の要素を相当程度維持する」と述べている。

2 基礎年金部分を税方式とする体系（体系区分2）

税方式とは、基礎年金を全額税でまかなう方式を言う。現在、公的年金は、一定期間にわたり保険料を拠出し、それに応じて年金を受け取る社会保険方式で運営されている。ただし現行の社会保険方式でも、基礎年金については、給付費の3分の1が国庫負担（税）でまかなわれている¹⁰。

税方式のメリットとしては、未加入・未納の問題が存在しなくなることが挙げられるが、税方式のデメリットについては、厚労省は、「現役時代の拠出の有無に関わりない保障が、自律と自助の精神に立脚する我が国の経済社会の在り方に反しないか。」と述べ、巨額の税財源の確保の必要性、所得制限が不可避になること、これまでの保険料納付実績の評価等が問題になるとする。また、社保審は、「深刻なモラルハザードを惹起するおそれがあり、消費税率の大幅な引き上げや福祉目的税化も容易ではない。」と述べ、堀³⁷も、「基礎年金の財源をすべて税にすることは、現行の「社会保険方式」¹¹を廃止して「社会扶助方式」¹²に移行することを意味する。」として、特に公正性の観点から税方式化に反対している。

⁶ ただし、厚労省は、国庫負担の1/2への引き上げ、国民年金保険料の多段階免除導入の検討、徹底した保険料収納対策などを挙げた後、「制度改革により長期的に安定した制度とする措置を講じた上で、今後さらに、所得比例構造に基づく一本の社会保険方式による年金制度（本章体系区分4参照）の導入等を含め、長期的な制度体系のあり方について議論を進めていく。」と述べている。

⁷ 国民年金の未加入・未納のデメリットを社会保障関連制度に仕組み、加入・納付の誘因を高めるとする。

⁸ 「賦課方式」とは、そのときに必要な年金原資を、そのときの現役世代の保険料でまかなう財政方式である。賦課方式の場合、保険料率は基本的に年金受給者と現役加入者の比率によって決まるため、人口の高齢化が進むと保険料は影響を受ける。一方、積立金を保有していないため、金利の変動などの影響を受けない。わが国の年金制度は、ある程度の積立金を有し、賦課方式の要素の強い財政方式になっている（前掲「厚生年金、国民年金の財政用語集」）。

⁹ 「積立方式」とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、加入者や受給者の年齢構成が将来見通しどおり推移する限り、高齢化が進んでも保険料は影響を受けない。一方、保険料の運用収入を見込んで保険料を決めるため、金利の変動など経済的要因の影響を受ける（同上用語集）。

¹⁰ 同上用語集。

¹¹ 社会保険方式では、保険というリスク分散の技術が用いられ（保険性）、保険料拠出が給付の直接の根拠となり（対価性）、保険料拠出額が給付額に反映し（緩い等価性）、財源は保険料（+税）になる、と言う。

¹² 社会扶助方式では、保険の技術は用いられず（非保険性）、納税が給付の根拠となるわけではなく（非対価性）、納税額と給付額は無関係であり（非等価性）、財源は税になる、と言う。

提言・意見等の中で、基礎年金を税方式とする考え方をとるものには、経企研¹³、日経連¹⁴、経団連¹⁵～22、日本経団連²³、連合^{31・32}、化リーグ³³、構想日³⁴、高山^{39・40}、駒村⁴⁸、木村⁵⁹、八田⁶¹、里見^{64・65}、西沢^{67・68}がある。

この考え方をとるものには、様々な論調のものが混在しているが、1階の基礎年金部分の財源を何税とするかで、2-Aから2-Cの3つに分類できる。また、2階の報酬比例部分を積立方式に移行する主張は、別途2-Dとした。

2-A 基礎年金の財源を消費税とする意見

基礎年金部分を税方式とする意見のうち、その財源を消費税に求める考え方をとるものには、日本経団連²³、化リーグ³³、構想日³⁴、高山^{39・40}、木村⁵⁹、西沢⁶⁷がある。

この中で、日本経団連²³は、基礎年金を「全国民共通の老後の基礎的生活部分を賄うセーフティネット」とし、報酬比例部分を「引退した被用者を対象に、公的な側面から現役時代の保険料拠出の努力を一定程度反映させた基礎年金の上乗せ給付」と位置づけている。

また、構想日³⁴は、基礎年金を「国民誰をも保障するセイフティーネットたりうる普遍的な制度」とし、「新基礎年金制度」（居住要件だけで支給）を創設することを提唱し、木村⁵⁹は、老後生活を最低限保障する確定給付型の基礎年金を、それぞれ提唱している。

さらに、消費税の税率に言及しているものに、年金目的消費税を提唱する高山⁴⁰と西沢⁶⁷がある。高山⁴⁰は、2025年度に消費税率を6%程度にすることを想定し、西沢⁶⁷は、4.1%の年金目的消費税を導入後、2016年に5.7%になるまでその税率を3段階で引き上げることが想定している。

2-B 基礎年金の財源を年金目的（間接）税、所得税等とする意見

基礎年金部分を税方式とする意見のうち、その財源を年金目的（間接）税・所得税等に求める考え方をとるものには、経企研¹³、連合^{31・32}、八田⁶¹、里見⁶⁴がある。

この中で、基礎年金の財源として年金目的税の創設を提唱しているのは、連合^{31・32}と八田⁶¹である。連合³¹は、基礎年金を普遍年金に再編し、その財源の2分の1は一般財源、残りの2分の1は「年金目的間接税」とするとしていたが、連合³²では財源についての主張を若干変え、2分の1を一般財源、3分の1を年金目的間接税、6分の1を使用者負担に相当する新税（社会保障税）でまかなうとした。八田⁶¹は、公的年金の存在意義を「市場の失敗に備えること」とし、基礎年金目的税の新設を提唱し、「統合積立案」¹³と「統合一律化案」¹⁴の2つの改革案を提案している¹⁵。

また、基礎年金の財源を消費税及び年金目的税以外の税とする意見には、経企研¹³、里見⁶⁴がある。経企研¹³は、所得税を財源として、高齢期の生活費の基礎部分に相当

¹³ 将来給付を1人当たり20%抑制するとともに、国民年金保険料を廃止し、5%の基礎年金目的間接税を新設し、厚生年金（共済年金）保険料率は5.7%まで引き下げ、基礎年金給付の3分の1に相当する国庫負担を廃止する一方で、労働所得税率換算で13.4%の一律国庫負担を新設する。

¹⁴ 将来給付を1人当たり20%抑制するとともに、国民年金保険料を廃止し、労働所得税率換算で一律7.8%の基礎年金目的税を新設し、厚生年金（共済年金）保険料率は15.3%まで引き下げ、基礎年金給付の3分の1に相当する国庫負担を廃止する一方で、労働所得税率換算で4.8%の一律国庫負担を新設する。

¹⁵ 「統合積立案」では、厚生年金純債務の処理を国民全体で負担するのに対し、「統合一律化案」では、厚生年金加入者だけが厚生年金純債務の処理の負担をすることになる。「統合一律化案」の方が、より現

する老齡基礎年金をすべての高齢者に一律に給付することを提唱し、里見⁶⁴は、普遍主義と制度の安定性・信頼性の観点から、法人税・所得税等の直接税を財源とし、所得比例型給付部分を除く社会保障制度の全領域（基礎年金・医療保障・介護保障・社会福祉サービス等）を公費負担方式に再編することを提唱している。なお、里見⁶⁵は、財源となる税の種類につき明言がないが、「信頼性・安定性のある普遍的な年金制度を構築する要諦は、公的年金制度に期待される基本的機能¹⁶に立ち返り、その観点から制度を構想することである。」と述べている。

2-C 基礎年金の財源の「税」の種類につき明言がないもの

基礎年金部分を税方式とする意見のうち、財源の税の種類につき明言がないものは、日経連、経団連～²²、駒村⁴⁸（本章第4節体系区分4参照）、里見⁶⁵である。

このうち、経団連～²²は、基礎年金の目的を「必要最低限の生活を保障すること」とし、その財政方式を賦課方式とすること、報酬比例部分の目的を「現役時代の生活水準の一定割合を確保すること」とし、その財政方式を積立方式とすること（将来的には、本章第3節体系区分3に該当する完全民営化も検討する。）を提唱している。なお、日経連も、これに近い考え方をとっている。

2-D 報酬比例部分を積立方式に移行する意見

基礎年金部分を税方式とする2-Aから2-Cまでの意見の中で、報酬比例部分を積立方式に移行する考え方をとるものがある。経企研、日経連、経団連～²²、八田⁶¹が、それである。2-Dの考え方は、本章第3節体系区分3の考え方に近いとも言えるが、報酬比例部分をあくまでも公的年金制度として維持する点が、体系区分3と異なる。

経団連～²²は、報酬比例部分の将来的な完全民営化も視野に入れているが、八田⁶¹は、すべての国民にある水準の年金への加入を義務づけるべきだという考えから、積立方式にした報酬比例部分について、加入を義務づけた上での運営の民営化を提唱する。

積立方式をとった場合に問題とされるのは、少子高齢化など人口変動のリスクに強い反面、インフレなど経済変動のリスクに弱いことと、「二重の負担の問題」¹⁷である。経企研は、報酬比例部分の積立方式への移行に伴って生じる年金給付債務を、約328兆円（通算老齡年金、障害年金、遺族年金の分は含まず。）と試算している。

行制度に近い。

¹⁶ 基本的機能とは、老齡・障害・遺族等の一定の要件を満たすすべての人に、基本（基礎）年金の受給権を保障するとともに、その給付水準は、まず「健康で文化的な最低限度の生活」を基本（基礎）年金として、要件を満たすすべての人に保障することであり、その上で従来所得に比例する2階部分の年金を確保することである、とする。

¹⁷ 「二重の負担の問題」とは、年金制度を賦課方式から積立方式に切り替える場合、切り替え時の現役世代が自らの将来の年金の積立てに加えて、そのときの受給世代の年金分も負担する必要があることを言う。現在の厚生年金は賦課方式の要素を有しており、後の世代の負担でまかなう部分がある。そのため、厚生年金を廃止し企業年金や個人年金に移行すると、過去の期間分の積立不足が表面化し、二重の負担問題が生じる（前掲「厚生年金、国民年金の財政用語集」）。

< 基礎年金 + 報酬比例部分の構造を変更する考え方 >

3 公的年金は基礎年金に限定する体系（1階建て構造への変更）（体系区分3）

提言・意見等の中で、基礎年金と報酬比例部分の構造を変更し、報酬比例部分を廃止し
民営化する考え方（1階建て構造への変更）をとるものには、産構審、戦略会議、同
友会^{25・27～29}、関経連³⁰、構想フォ³⁶、小塩^{44～47}、橘木⁵²、八代^{54・55}、井堀^{56・57}、
鈴木⁶⁰がある¹⁸。これらを、基礎年金の財源を何に求めるかによって、以下の3-Aから3-D
の4つに分類した。

体系区分3の考え方をとった場合に最も問題とされるのは、民営化への移行の過程で報
酬比例部分が積立方式となることによって生じるとされる「二重の負担の問題」（p.7.注
17参照）である。これに対しては、二重の負担の問題は、現行の年金制度に内在する将来
世代への負担の先送りの一部の顕在化にすぎないという反論がある（構想フォ³⁶など）。二
重の負担の問題の解消のために必要なコストとして、戦略会議は約380兆円、同友会²⁷
は約500兆円、構想フォ³⁶は約450兆円という数字を挙げている¹⁹。また、小塩⁴⁴は、政
府が支払いを約束した年金給付額をすべて負債に計上すれば、政府は776兆円の債務超過
状態に陥っている（1998年度末時点）とし²⁰、年金純債務を550兆円としている（小塩⁴⁶）
²¹。

厚労省は、体系区分3の問題点として、老後の所得保障の機能が十分でなくなることを
挙げている。

3-A 基礎年金の財源を消費税（又は消費税を含む財源）とする意見

公的年金を基礎年金に限定する意見のうち、財源を消費税（又は消費税を含む財源）と
する意見には、同友会²⁸、関経連³⁰、構想フォ³⁶、小塩⁴⁵、橘木⁵²がある。

この中で、同友会²⁸と関経連³⁰は、新しい基礎年金制度の創設を提唱する。同友会²⁸は、
平成22(2010)年4月に、老後の生活のナショナル・ミニマムの保障を目的とした「新基礎
年金制度」²²を創設することを提唱しており、その財源として想定する年金目的消費税の
税率を、9%（2010年度）と試算している。

この他、構想フォ³⁶は、1980年以降に生まれた世代の報酬比例部分の積立方式・民営化
を、橘木⁵²は、基礎年金の水準の引き上げ（平均的な高齢者の衣食住、保健医療費や交通
通信費をまかなえる一律月額78,000円程度）を提唱している。小塩^{44・45}は、保険原理
で運用できる部分は基本的に民間に任せ、保険原理が貫徹しにくい部分（基礎年金、高齢

¹⁸ なお小塩は、報酬比例部分の民営化を理想としつつも、本章体系区分2-A及び2-Dに近い発言も行う
ようになってきている（小塩^{46・47}）。また、橘木⁵²は、報酬比例部分の廃止の次善策として、報酬比例
部分の積立方式への移行（体系区分2-D）を主張している。

¹⁹ 戦略会議の数字は典拠不明、同友会²⁷の数字は厚生省試算等による（年不明）。構想フォ³⁶の数字は、
独自の試算である。

²⁰ 小塩⁴⁴p.26。「図2 年金債務で左右される国の債務超過額」（旧大蔵省「国の貸借対照表」より、小塩
が作成）。

²¹ 小塩⁴⁶p.53は、1999年度末時点の政府が抱える年金債務の総額2140兆円（厚生労働省の試算）のう
ち、550兆円を年金純債務だとしている。

²² 新基礎年金は、65歳以上の全国民を受給者とし、その給付水準は、原則として1人当たり一律に年額
84万円（月額7万円）とする。厚生年金加入者への既払保険料の払い戻しについても試算している。新
基礎年金の財源を消費税に限定していない点（公費負担は2分の1）を除き、関経連³⁰もほぼ同旨。

者医療、介護)は、政府が責任をもって今まで以上に強固な仕組みとして運用することを提唱しているが、小塩⁴⁵では、基礎年金、高齢者医療、介護のすべてを消費税でカバーした場合、2025年時点で40%程度の税率が必要になると述べている(構想フォ³⁶も、ほぼ同じ試算)。

3-B 基礎年金の財源を消費税以外の税とする意見

公的年金を基礎年金に限定する意見のうち、財源を消費税以外の税とする井堀^{56・57}は、公的年金を大きく抑制する改変を提唱している。

井堀⁵⁶は、平均寿命を上回る後期高齢者を対象にした基礎年金に公的年金制度を限定すること、その給付水準を必要最小限の生活費(基礎的な生活のための消費)の一部をまかなう程度に限定すること、基礎年金部分の保険料を「社会保険税」に改め、その徴税を厳格にすることなどを提唱する。この他、生活保護制度、年金課税及び社会保障制度への公費負担について、公の役割を限定する方向で見直すことを提唱している。

3-C 基礎年金の財源の「税」の種類につき明言がないもの

公的年金を基礎年金に限定する意見のうち、財源の税の種類につき明言がないものは、産構審、戦略会議、同友会²⁵である。

このうち、基礎年金の充実を目指すのは、産構審(1人当たり月額85,000円)と戦略会議(高齢者の基礎的な生活コストをカバーできる水準)である。

また、同友会²⁵は、公的年金をナショナル・ミニマムの提供(夫婦で月額約150,000円程度を想定)に限定することを提唱している²³。

3-D 基礎年金の財源を何に求めるかにつき言及がないものなど

公的年金を基礎年金に限定する意見のうち、財源につき言及がないものは、小塩^{44・46・47}(本節体系区分3-A参照)、八代^{54・55}、鈴木⁶⁰である。

このうち、八代⁵⁴は公私の役割分担の明確化を主張し、八代⁵⁵は社会保険と福祉との役割分担の明確化を主張する。

4 所得比例年金と補足的給付を組み合わせた体系(スウェーデン方式)に類するもの²⁴(体系区分4)

基礎年金と報酬比例部分の2階建ての構造を変更する考え方の中で、所得比例年金と補足的給付を組み合わせた考え方(スウェーデン方式)に類するものが、最近有識者の意見の中にみられる。提言・意見等の中では、高山^{41・42}、駒村⁵¹(駒村⁴⁸は、体系区分2を参照)、神野⁶²、金子⁶³がこの考え方をとる。

高山は、高山^{39・40}では年金目的消費税の導入を提唱しているが(本章第2節体系区分

²³ 同友会²⁸は、本節体系区分3-A参照。なお、同友会²⁷は、基礎年金の支給額を1人当たり月額10万円、支給開始年齢を65歳としている(基礎年金の財源については言及なし)。

²⁴ スウェーデンでは、1999年から、一階部分の基礎年金を廃止して報酬比例年金だけにする新しい年金制度への移行が、段階的に始まった。スウェーデンの新しい年金制度は、保険料率の固定、概念上の拠出建ての導入、最低保証年金の創設などを特徴とし、我が国でもスウェーデン方式(又は、スウェーデンモデル)として注目を集めている(参考文献:宮武剛「スウェーデンモデルの魅力と限界」『健康保険』56(12),2002.12,pp.22-23.)

2-A,p.6.参照) 高山^{41・42}では、スウェーデン方式などへの抜本的再編成を提唱するようになっている。

駒村は、駒村⁴⁸では社会保障制度の存在目的を「個人の自己実現の機会の保障」とし、基礎年金の財源の税方式化を提唱していたが(本章第2節体系区分2-C,p.7.参照) 駒村⁵¹では将来的なスウェーデン方式への改革を提唱している。

神野⁶²は、年金を「老齢退職という正当な理由で喪失した賃金所得に対する代替の現金給付」と位置づけ、確定拠出型所得比例年金の給付を社会保障基金政府が行い、ミニマム年金(生活保護と同一水準で、財源は累進税率による所得税あるいは法人税を想定)の給付を中央政府が行うことを提唱している²⁵。

金子⁶³は、神野⁶²とほぼ同じ意見であるが、拠出型所得比例年金の財源に、所得比例で課税される「社会保障税」を挙げている。

所得比例年金と補足的給付を組み合わせたスウェーデン方式に対しては、厚労省は、「所得把握の問題、稼得の態様の違い等により、現時点でこれを直ちに実現することには困難がある。」「無拠出制補足的給付の導入方法、完全な所得比例年金の評価、生活保護制度との整合性等も十分な議論を進める必要がある。」と述べている。

個別の主要な論点

1 社会保障制度に関する制度横断的な考え方における公的年金

公的年金制度をめぐる論議は、公的年金制度の枠組みだけに収まるものではない。日本は先進諸国の中で社会保障に占める年金の比重がもっとも大きく、高齢者への給付の割合が大きいと言われている。社会保障審議会では、第9回(平成15年2月19日)²⁶から社会保障に関する制度横断的な検討が行われてきたが、6月16日に開催される第13回会議では、この点に関してのとりまとめ報告書案が検討される。また、第4回経済財政諮問会議(平成15年2月20日)でも、この点についての検討が行われた。

提言・意見等の中では、ビジョン懇、内総研、社負研、日本経団連²⁴、連合³²、駒村⁴⁸(広井との共著)、神野⁶²、金子⁶³、里見⁶⁴が、社会保障に関する制度横断的な意見を述べている。

この中で、社会保障の各分野のバランスの見直しについて述べているのは、ビジョン懇と駒村⁴⁸(広井との共著)である。ビジョン懇は、年金、医療、福祉等の給付構造のバランスを、現在の5:4:1から5:3:2程度とすることを提唱している。駒村⁴⁸は、「A 全分野重点型」(年金、医療、福祉いずれの分野も公的保障を厚くする型。年金については、現行制度を前提とする。)、 「B 年金重点型」(年金は現行制度を前提にし、医療・福祉を

²⁵ 神野⁶²は、「社会保障基金を生産の場における協力の政府、地方政府を生活の場における協力の政府、中央政府をこの2つの政府のミニマムを保障する政府」と位置づけている(3つの政府体系)。

²⁶ 第14回社会保障審議会年金部会(平成15年2月19日)では、「社会保障各制度の保険料率(総報酬ベース)の見直し(新人口推計対応試算ベース)」が提示された。これによれば、A.厚生年金、B.政管健保、C.介護保険(第2号被保険者)の保険料の合計は、平成14(2002)年度の約22.08%(A.13.58%、B.7.5%、C.約1%)から平成37(2025)年度には約34.7%(A.22.4%、B.10.3%、C.約2%)になる。

縮減する型)、「C 医療・福祉重点型」(年金は縮減し、医療・福祉は公的保障を強化する型)、「D 市場型」(年金、医療、福祉いずれの分野も私的なものを中心とする型)の4つの型を挙げ、社会保障給付費の将来推計をシミュレーションした結果、「C 医療・福祉重点型」が最適であると結論づけている。

また、日本経団連²⁴は、平成22(2010)年度と平成37(2025)年度の2段階に分けて年金給付の抑制と医療費の抑制をセットで行う、財政シミュレーションを提示している。

この他、内総研は、医療、介護、年金、雇用の各社会保険を「国民保険」に統合することを提唱し、社負研は、医療、年金、福祉などの各制度に横断的に利用できる社会保障番号制度²⁷の導入を提唱している。

さらに、連合³²は、社会保障各制度の統合を視野に入れ、社会保障制度の運営を中央政府から第三者機関(仮称：社会保障基金)に移すことを提唱している²⁸。

2 給付と負担のあり方

給付と負担のあり方は、次回改正の焦点の一つである。第14回社会保障審議会年金部会(平成15年2月19日)及び第15回社会保障審議会年金部会(平成15年3月7日)などでは、給付と負担について議論された。本節では、提言・意見等を、(1)給付と負担(負担の限界、給付水準)、(2)国民負担率等、(3)国庫負担率の3分の1から2分の1への引き上げの各点から整理する。なお本節は、年金制度の体系と密接に関わる問題であるので、第1章も参照されたい。

(1)給付と負担について

有識者会議は、負担を増大させて給付を確保した場合、若い世代の理解を得ることができるかどうか問題になり、負担を増大させずに給付を見直した場合、セーフティネットの機能を果たし続けられるかが問題になると述べている。給付と負担については、安心の確保と経済活力の維持とのバランスをめくっても論議がある²⁹。こうした状況の中で、「自動財政均衡メカニズム」³⁰を取り入れたスウェーデン方式や、それを参考にした厚労省提案の「保険料固定方式」といった考え方が出てきている。

(1-1)負担の限界

現在の保険料(率)は、厚生年金が13.58%(総報酬ベース)、国民年金が月額13,300円である。「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」(厚生労働省平成14年5月15日)及び厚労省の試算では、厚生年金の最終保険料率が20%を超える見通しであり、厚労省は、厚生年金の保険料率を20%で固定する「保険料固定方式」などを提案している。なお、前回の財政再計算では、「厚生年金の最終保険料率は、年収の20%程度」とされていた。

提言・意見等の中では、負担の限界について、経産省が年収の20%以下とする意見を

²⁷ この他、同友会²⁵は、納税者番号制度を社会保障番号として活用することを提唱している。

²⁸ 社会保障基金の創設は、連合³²に先立ち、神野と金子が提唱している(金子⁶³参照)。

²⁹ 「年金「哲学」論争」『朝日新聞』2003.5.17。

³⁰ 年金財政が債務超過に陥った場合に、政治的決定を待たずに年金額のスライド率の制限などの調整を自動的に行える仕組み。

述べており、日経連 が月収の 20%以下とする意見を述べている。経産省 は、保険料率の上限設定（自動調整メカニズムの導入）も提唱している。

さらに、日本経団連²³は、「負担を引き上げて制度を維持するという安易な選択は絶対に避けなければならない。」と述べ、最終保険料率を対総報酬比 2 割よりも大幅に低い水準に抑制し、その水準を長期間にわたって固定していくことを提唱している。

(1-2) 給付水準

現行の公的年金制度（平成 15 年 4 月 1 日現在）の給付額は、自営業者（40 年加入の第 1 号被保険者 1 人分）が月額 66,417 円、サラリーマン夫婦（夫の厚生年金（平均的な賃金で 40 年加入）+ 基礎年金夫婦 2 人分（40 年加入）のモデル年金）が月額 235,992 円（現役世代の平均所得の 58.9%）である。この点については、給付水準を 3 割減らすという塩川財務大臣の発言に厚生労働省側が反対するなど、現在活発な議論が行われている³¹。

提言・意見等の中では、日経連²⁴、同友会^{25・28}、連合³²、化リーグ³³、構想日³⁴、小塩⁴⁴、橘木⁵²、井堀⁵⁶、里見⁶⁵、西沢⁶⁷が給付水準について言及している。

本資料第 4 章で述べた、基礎年金と報酬比例部分の構造を維持しつつ、基礎年金部分を税方式とする考え方（体系区分 2）をとるものでは、1 人当たりの基礎年金の水準について、次の金額の提示がある。提案した年は異なるが、日経連 が月額 65,000 円程度、西沢⁶⁷が月額 67,000 円、連合³²が月額約 70,000 円（40 年日本国居住で満額、支給開始は 65 歳）、化リーグ³³が月額 80,000 円（45 年拠出、支給開始は 65 歳）である。また、構想日³⁴は、高齢期における生活費の基礎的な部分を保障する水準（当面は現行の基礎年金の満額）を挙げ、里見⁶⁵は、健康で文化的な最低限度の生活水準を挙げている。さらに、日経連 は、報酬比例部分までを合わせて 1 人月額約 115,000 円～125,000 円程度、西沢⁶⁷が平均的な厚生年金受給世帯で月額 207,000 円という数字を提案している。

本資料第 4 章で述べた公的年金を基礎年金に限定する考え方（体系区分 3）をとるものの中では、同友会²⁸が 1 人一律月額 840,000 円（月額 70,000 円）、橘木⁵²が、平均的な高齢者の衣食住、保健医療費や交通費をまかなえる一律月額 78,000 円程度という数字を提案し、井堀⁵⁶は、必要最小限の生活費（基礎的な生活のための消費）の一部をまかなう程度としている。また、同友会²⁵は、夫婦で月額約 150,000 円程度を提案している。

(2) 国民負担率等について

国民負担率とは、国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合の合計である。2003 年度の我が国の国民負担率は、36.1%（潜在的な国民負担率は 47.1%）とされる³²。国民負担率は、主要先進国と比べると低い水準にあるが、高齢化の進展とともに上昇する見通しである。経済財政諮問会議の民間議員や財政制度等審議会は、社会保障改革に関連して、財政赤字を含めた潜在的国民負担率を 50%程度に抑制するよう提言しているが、坂口厚生労働大臣、貝塚社会保障審議会会長は、社会保障制度と潜在的国民負担率とを過度に結びつけることに懸念を表明している³³。

国民負担率の抑制については、諮問会議³⁴、日経連³⁵、同友会²⁷が言及しており、日経

³¹ 「年金改革 対立激化」『日本経済新聞』2003.6.4.

³² 財務省ホームページより、国民負担率のあり方
< <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy014/sy014j.htm> >

³³ 追記（p.21.）参照。

連 は 50～45%以下とすることを提案している。同友会²⁷は、平成 22(2010)年でも国民負担率を 30%(GDP 対比)の水準に保つ小さな政府の構築を提案する。

また、我が国の平成 12 年度の社会保障給付費の対国民所得比は、20.53%であった³⁴。

この点について、山崎⁵³は、2025 年の社会保障給付費の対国民所得比(31.5%)、社会保障負担の対国民所得比(32.5%)を先進諸国の現状と比較すると、「高齢化によって社会保障制度そのものが成り立たなくなるという程にまでは悲観的になることもない³⁵。」と述べている³⁶。

(3) 国庫負担率の 3 分の 1 から 2 分の 1 への引き上げ等について

現在は、基礎年金の 3 分の 1 が国庫負担(税)でまかなわれている。平成 11(1999)年 7 月 14 日の自由民主党、自由党による自自合意では、基礎年金について、「当面平成 16 年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の 2 分の 1 への引き上げを図るものとする」とされ、同年 10 月 4 日の自由民主党、自由党、公明党による自自公合意では、消費税を福祉目的税にして社会保障の財源にすることなどが述べられた。前回改正法(平成 12 年)附則では、「当面平成 16 年度までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の 2 分の 1 への引き上げを図るものとする」と規定されているが、引き上げ部分の財源をめぐって論議がある³⁷。

提言・意見等の中では、与社協、諮問会議、経産省、厚労省、日経連²³、日本経団連²⁴、連合³²、堀³⁸が、引き上げに向けた言及をしている。中でも、厚労省と堀³⁸は引き上げを不可欠とし、経産省は「着実に実行すべき」、与社協と諮問会議は「安定した財源確保の具体的方策と一体として鋭意検討する。」と述べている。

国庫負担に関しては、この他、山崎⁵³は、「低所得者と過去期間の債務の償却に重点を置いた国庫負担にする。」と述べ、宮島⁶⁶は、社会保険給付費の税財源負担の限度を、社会保険の規律として 5 割以内にすべきであると述べている。

なお、財源の候補の一つに挙げられている消費税に関して、宮島⁶⁶は、「消費税には、負担の逆進性や消費需要の抑制、本来世帯単位であること、給付・負担関係が明確でないなどの面があり、税制・社会保障両面で万能薬ではない。歳出削減努力と、消費税・年金課税・相続税との組み合わせ(消費税 6、年金課税など所得税 3、相続税など資産税 1 程度を想定)による税込増加策を検討すべきである。」と述べている。

³⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「平成 12 年度社会保障給付費」

< http://www.ipss.go.jp/Japanese/kyuhuhi-h12/kyuuhu_h12.html >

³⁵ 2025 年の日本の医療や福祉を含む社会保障給付費の対国民所得比は 31.5%で、現在のヨーロッパ諸国と比較するとイギリス(27.2%)を上回るが、スウェーデン(53.4%)、ドイツ(33.3%)、フランス(37.7%)よりは低い。給付費(対国民所得比)の内訳では、「年金」は 15%でドイツ(14.3%)とフランス(18.4%)の間になるが、わが国の「医療」、「福祉」の給付規模は、スウェーデンは言うまでもなくドイツやフランスよりもかなり低い、と述べる(諸外国の数値は、国立社会保障・人口問題研究所「平成 9 年度社会保障給付費」に基づく 1993 年度の数値)。

³⁶ わが国の社会保障給付費と国民負担率の推移については、内閣府『高齢社会白書』

< <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2001/syakai.htm> > 参照。

³⁷ 平成 16 年度で 2.7 兆円、平成 37 年度で 3.8 兆円(いずれも平成 11 年財政再計算ベースで平成 11 年度価格)が必要とされている。(「解説 保険料固定方式を軸に議論 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の詳解と課題」『週刊社会保障』2232,2003.4.28 - 5.5,p.32.)

3 公的年金の一元化

日本の公的年金は、国民年金、厚生年金、各種共済年金（国家公務員、地方公務員、私立学校教職員）に分立している。これらの部分的ないし全体的統合を目指すのが、公的年金の一元化である。

平成 13 年 2 月 28 日、公的年金制度の一元化に関する懇談会が「公的年金制度の一元化の更なる推進について」を出し、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された³⁸。国家公務員共済組合と地方公務員共済組合については、現在、平成 16(2004)年と平成 21(2009)年の 2 段階で保険料率などを一本化する方向で、財政調整の検討が行われている³⁹。

提言・意見等の中では、ビジョン懇、社保審、厚労省、化リーグ³³、堀³⁸が一元化に向けた言及をしており、このうち化リーグ³³は、各種共済年金制度の一元化を、堀³⁸は、被用者年金制度の一元化を提唱している。

4 女性と年金

女性と年金の問題は、前回改正で残された検討課題の一つである。平成 13 年 12 月 14 日には、女性とライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（厚生労働省）が、「報告書～女性自身の貢献がみのる年金制度～」を出し⁴⁰、モデル年金の共働き世帯への転換、短時間労働者等に対する厚生年金適用の拡大などを提唱した⁴¹。

本節では、提言・意見等を、(1)第 3 号被保険者制度及び社会保障制度の単位、(2)モデル年金、(3)短時間労働者等への厚生年金の適用、(4)離婚時の年金分割、(5)遺族年金の各点から整理する。

(1)第 3 号被保険者制度及び社会保障制度等の単位について

第 3 号被保険者とは、国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している被用者（第 2 号被保険者）に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者（年収が 130 万円未満の人）を言う。保険料は、配偶者が加入している厚生年金や共済組合が一括して負担しており、個別に納める必要はない⁴²。このため、第 3 号被保険者について、(a)共働き世帯や単身世帯（ひとり親世帯を含む）よりも優遇されているのではないが、(b)専業主婦であっても国民年金の保険料を支払わねばならない自営業者の妻と比べても不公平ではない

³⁸ 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」（平 13.7.4 法 101）による。

³⁹ 公務員共済年金財政単位一元化研究会（総務省）「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化について（たたき台）」（平成 14 年 11 月 25 日）、財務省「国共済と地共済の財政単位の一元化について」（平成 15 年 3 月 7 日）。

⁴⁰ 泉眞樹子「厚生労働省「女性と年金検討会」検討状況」『レファレンス』608,2001.9,pp.60-78.参照。

⁴¹ この他、女性と年金に関連して、次の報告書がある。男女共同参画に関する研究会（経済産業省）「～経済主体・経済活動の多様化と活性化を目指して～」（平成 13 年 6 月 12 日）、家族とライフスタイル研究会（内閣府）「家族とライフスタイルに関する研究会報告」（平成 13 年 6 月 22 日）、男女共同参画会議・影響調査専門調査会（内閣府）「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」（平成 14 年 12 月 20 日）。

⁴² 前掲「厚生年金、国民年金の財政用語集」。

かなどの点が、問題になっている。この他、保険料負担を避けるために年収を130万円未満に抑えて働く、「130万円の壁」という問題もある。

第3号被保険者制度について、厚労省は、夫の厚生年金を折半する「年金権分割案」、妻にも保険料を求める「負担調整案」、妻の基礎年金を減額する「給付調整案」、パート労働者の厚生年金適用を拡大する「第3号被保険者縮小案」の4案を提示しており、それに基づき議論が行われている⁴³。提言・意見等の中では、女年検、社負研、厚労省、経団連、堀³⁸、山崎⁵³が、第3号被保険者制度の見直しについて述べており、社負研と山崎⁵³は、所得分割方式を提唱している。また、高山³⁹は、「年金の完全個人単位化は行き過ぎの面があるため、夫婦間の所得分割制度を導入する（年金の一身専属規定も改正する）」と述べている。

これと関連して、社会保障制度の個人単位化を提唱したものには、社保審、内総研、有識者会議、八代⁵⁶がある。また、社会保障制度及び税制の個人単位化を提唱したものには、社保審、八代⁵⁵、木村^{58・59}がある。国民保険の創設を提唱する内総研は、全国民が個人単位で加入する1人1保険証制度とすることを提案している。また、経団連は、「個人年金勘定（仮称）」の創設を提唱している。

(2)モデル年金について

厚生年金のモデル年金は、これまで、片働き世帯⁴⁴を標準的な世帯として、標準的な年金額⁴⁵が示されてきた。

提言・意見等の中では、女年検と経産省が、モデル年金の共働き家庭への変更を提唱している。なお、この点について堀³⁸は、「どのように変えるかは今後の課題」とし、「妻も40年厚生年金に加入するという完全な共働き世帯をモデルにするのは実態に合わない。その時々女性の平均的な厚生年金加入期間をもつ妻をモデルとするのが妥当であろう。」と述べている。

(3)短時間労働者等への厚生年金の適用について

雇用と年金に関する研究会(厚生労働省)「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(雇用と年金に関する研究会報告)」(平成15年3月12日)は、短時間労働者への厚生年金の「適用を拡大する方向で検討を進めることが必要」とあり、「週の所定労働時間が20時間以上、または、年収65万円以上」の労働者を適用対象とするという新たな基準を示した⁴⁶。短時間労働者等への厚生年金の適用については、第17回社会保障審議会年金部会(平成15年4月22日)でも議論された。

提言・意見等の中では、女年検、経産省、厚労省、化リーグ³³、堀³⁸、高山³⁹、木村⁵⁹が、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を提唱している。

この中で女年検は、(a)「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4

⁴³ 「主婦の年金 議論百出」『読売新聞』2003.5.2.

⁴⁴ 夫は財政再計算の基準年当時の現役男子の平均的な標準報酬月額を得ている被用者であって、厚生年金に標準的な期間加入しており、妻は厚生年金にまったく加入したことがないという夫婦世帯。

⁴⁵ モデル年金の額については、本章第2節「(1-2)給付水準について」(p.12.)参照。

⁴⁶ 「新基準でパート労働8割以上が厚年適用...雇用と年金研究会の報告まとまる、在労の線下げも...」『年金実務』1534,2003.3.24,pp.12-14.

分の3以上」という現行の厚生年金の適用基準を「2分の1以上」とする、又は、(b)所定労働時間、所定労働日数が通常の2分の1未満の場合であっても年間の賃金が「65万円以上」ならば厚生年金を適用する、という2つの基準を提案した。また、化リーグ³³は、厚生年金の受給要件を緩和すること(短期雇用に配慮して、25年以上加入から10年に短縮)を条件に、すべての賃金稼得者に厚生年金を適用することを提唱している。

(4)離婚時の年金分割について

現在のモデル年金で想定されているサラリーマンの夫と専業主婦の妻の夫婦が離婚した場合、現行制度では、老齢基礎年金は夫と妻それぞれに支給されるが、老齢厚生年金は夫にしか支給されない。そのため、妻が離婚後に生活困窮に陥ったり、年金が十分でないために離婚できないなどの問題があった。

提言・意見等の中では、女年検³¹、連合³²、化リーグ³³、堀³⁸、神野⁶²、金子⁶³が離婚時の年金分割について言及しており、神野⁶²と金子⁶³は、夫の年金と妻の年金を合計して2分する、2分2乗方式の適用を提唱している。

(5)遺族年金について

遺族年金は、一家の生計維持者と死別した遺族に支給される公的年金である。遺族厚生年金に関しては、(a)現役時の世帯賃金の合計額が同じ場合、片働き世帯の遺族の方が共働き世帯の遺族よりも遺族年金の額が多くなること、(b)夫婦が高齢になって離婚し、その後元の夫が別の女性と再婚した場合、高齢になってから結婚した妻には遺族年金が支給されるのに対し、元の妻には遺族年金が支給されないことなどが問題になっていた。

提言・意見等の中では、女年検³¹、連合³²、化リーグ³³、堀³⁸、高山³⁹、鈴木⁶⁰が遺族年金の見直しについて言及している。この中で、女年検³¹と堀³⁸は、遺族年金の存続を、化リーグ³³と鈴木⁶⁰は、社会福祉制度での補完や年金の個人単位化を条件として遺族年金の廃止ないし廃止を検討することを、それぞれ提唱している。

遺族年金には、現在所得税は課されていない。平成15年4月18日、税制調査会基礎問題小委員会(内閣府)は、遺族年金への課税の検討を開始した⁴⁷。提言・意見等の中では、堀³⁸が、遺族年金への課税を提言している。

5 高齢化への対応

少子高齢化により、賦課方式の要素が強い財政方式をとる我が国の年金制度では若い世代への負担が高まり、「世代間の公平」が問題になっている。こうした中、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念と合致した年金制度の構築や、「高齢者」概念を弾力的に考える「エイジ・フリー」の考え方が出てきており、高齢者世代と若年世代との譲り合いや高齢者の追加的な負担なども主張されている。

本章では、提言・意見等を、(1)支給開始年齢の引き上げ及び高齢者の就労促進等、(2)在職老齢年金制度、(3)高額所得者への対応の3点について整理する。

⁴⁷ 「遺族年金に課税」『日本経済新聞』2003.4.18.

(1)支給開始年齢の引き上げ及び高齢者の就労促進等について

老齢厚生年金の支給開始は原則として65歳からであるが、60歳から64歳までは特別支給の老齢厚生年金が支給される⁴⁸。

提言・意見等の中では、ビジョン懇、産構審、内総研、日経連、経団連、駒村⁴⁹が、支給開始年齢の引き上げについて言及している。産構審は、67歳までの引き上げを提唱し、内総研は、支給開始年齢の段階的引き上げを65歳以上も継続し、人口動態の安定が見込まれた時点で停止すること⁴⁹を提唱している。駒村⁴⁹は、65歳から70歳までの期間も社会保険の対象にすべき真のリスクと考えるべきか見直す必要がある旨述べた後、「保険給付期間を70歳以上に限定し保険料率の上昇を抑え、乗率の引下げを抑制する選択肢、高齢者就業の環境整備と65歳から69歳の間の所得保障を私的年金の充実で代替するような仕組みも検討すべきである。」と述べている。この他、化リーグ³³は、報酬比例部分の給付について、若年層の負担軽減と年金財政の適正化をはかるため、受給期間の有期化と満80歳以降の給付の逡減方式の導入を提唱している。

次に、高齢者の雇用促進等については、提言・意見等では、ビジョン懇、社保審、連合³¹、駒村⁴⁹で言及している。連合³¹は、なだらかな引退に向けた「部分就労・部分年金」の普及を提唱している。他方、日経連²³は、高齢者の雇用に限定した言及ではないが、「安易に支え手を増やす議論に陥らないためにも、企業の雇用のあり方の観点から別途検討を行う。」と述べている。

なお、平成15年4月8日、厚生労働省の「今後の高齢者雇用対策に関する研究会」(座長諏訪康雄法政大学教授)の初会合が開かれ、65歳までの雇用の確保策、中高年者の再就職の促進策、高齢者の多様な働き方に応じた就業機会の確保策などについて検討が始められた⁵⁰。

(2)在職老齢年金制度について

60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金の受給資格者が在職中の場合、賃金と年金額の合計により、年金額の全部または一部が支給停止される。これを、在職老齢年金制度と言う。平成14(2002)年4月からは、65歳から69歳までの在職者も、収入に応じて厚生年金保険料を負担し、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されている⁵¹。

提言・意見等の中では、ビジョン懇、厚労省、連合³¹が在職老齢年金の見直しを提唱し、連合³²が在職老齢年金の廃止を提唱している。

なお、雇用と年金に関する研究会(厚生労働省)で、在職老齢年金に「繰下げ受給」の新たな仕組みを導入することと、現行の在職老齢年金制度の仕組みを改善することについて検討が行われてきたが、「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(雇用

⁴⁸ 本節「(2)在職老齢年金制度について」参照。

⁴⁹ 国立社会保障・人口問題研究所が2002年1月に発表した新将来推計人口に基づき試算した結果、「高位推計」(100年間で総人口は64%に減少)ならば老齢年金の支給開始年齢は66歳程度にとどまるが、「中位推計」(100年間で総人口は51%減少)ならば70歳程度、「低位推計」(100年間で総人口は37%に減少)ならば75歳程度からの支給となる、と述べる。

⁵⁰ 「65歳までの雇用確保検討 高齢者の雇用対策研究会が初会合」『週刊社会保障』2231,2003.4.21, p.14.

⁵¹ ただし、支給停止が適用されるのは、2002年4月1日以後に65歳になる者。(みずほ総合研究所『図解 年金のしくみ(第3版)』東洋経済新報社,2002,p.66,pp.146-148.)

と年金に関する研究会報告)」（平成 15 年 3 月 12 日）では、結論には至っていない⁵²。

(3) 高額所得者への対応について

現在、賃金と年金額とを調整する在職老齢年金制度の他には、特に高額所得者を対象にした給付抑制の仕組みはない。

提言・意見等の中では、経産省⁴¹、高山⁴²、鈴木⁶⁰が、高額所得者への給付の削減を、経団連²²が高額所得者への給付の停止を提唱している。

また、連合³¹は、総収入ベースでの年金制限または税制面での調整措置の導入を、小塩⁴⁵は、基礎年金番号を援用した資力審査の導入（そのためにかかる行政コストは、高齢者向けの優遇税制の見直しにより解決する。）を、それぞれ提唱している。

6 少子化への対応（次世代育成支援）

我が国の社会保障給付費は、高齢者への給付の割合が大きい（本章第 1 節,p.10.参照）。厚労省⁴⁶では、育児期間に対する配慮措置の拡充、年金資金を活用した次世代育成支援策の検討の必要性が述べられている。

提言・意見等の中では、女年検⁴⁷、社負研⁴⁸、厚労省⁴⁹、山崎⁵³がこの点に言及しており、山崎⁵³は、「現役世代が皆で応分の子育て負担金を納め、これに公費負担を加えて財政基盤を強化し、出産関連給付、保育サービス、児童手当（少なくとも義務教育終了まで）、年金積立金を活用した奨学金の貸与などを一元的かつ総合的に行うことを提唱している。

他方、年金制度の中に次世代育成支援の視点を盛り込むことに反対する意見もある。日本経団連²³は、年金制度による少子化対策について、「公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではなく、「対策を行った結果、その影響が 20 数年後に現れてくるものを当てにする前に、目前に迫っている制度自体の崩壊を回避するための改革を行うことが先決である。」と述べる。木村⁵⁹も、「フランスのように子どもの数に応じて年金額を増額するなど、少子化対策に年金を使う考えは効果が疑問であり、奨学金を作る案にも反対である。」と述べている⁵³。

また、年金制度の中に次世代育成支援の視点を盛り込むことを疑問視する意見として、堀³⁸は、「少子化対策の基本は、家事・育児の夫婦による分担、労働時間の短縮、女性の就労環境・条件の改善等であり、年金制度での対応には限界がある。」と述べている。

7 年金積立金の運用

年金の保険料のうち、年金の支払い等に充てられた残りは、年金積立金として積み立てられる。現在の年金積立金は、約 150 兆円（給付費の約 5 年分）である。現在、その大部分は財務省の財政融資資金（旧資金運用部）に預けられているが、約 29 兆円は、特殊法人の年金資金運用基金（平成 13 年 4 月設置）が、債券や株式に投資して市場で運用して

⁵² 「新基準でパート労働 8 割以上が厚年適用...雇用と年金研究会の報告まとまる、在老の繰下げも...」『年金実務』1534,2003.3.24,pp.12-14.参照。

⁵³ 木村⁵⁸は、育児や介護に関して何らかの優遇策が必要である場合には、社会保障の給付の中で別に設定することを述べている。

いる⁵⁴。年金資金運用基金は、平成 13 年度末で、約 3 兆円の累積損失を抱えるが、社会保障審議会年金資金運用分科会(厚生労働省)は、「株式を含む分散投資の是非に関する意見」(平成 15 年 3 月 13 日)において、公的年金積立金を株式などに投資して運用することを「適当」とした⁵⁵。

提言・意見等の中では、諮問会議、経産省、連合^{31・32}、高山⁴¹、西沢⁶⁷が年金積立金の水準の引き下げを提唱している。連合³¹、高山⁴¹が、給付費の 1 年分未満の水準とする意見を述べ、連合³²は、高齢化ピーク時に積立金を数ヶ月分の予備金を残すのみとする意見を述べている。

また、積立金の運用方法については、連合³²が安全重視のパッシブ運用を提唱し、西沢⁶⁷が国債に限定した運用を提唱している。また、産構審は、年金制度全体の効率化のための運用利回りの改善を提言している。

8 公的年金等控除など

公的年金等控除とは、年金受給者のための所得控除であり、65 歳以上と 65 歳未満とで控除額が異なる。65 歳以上の控除額は、給与所得控除に比べてかなり高い⁵⁶。年金に関する税制優遇措置には、保険料拠出時の「社会保険料控除等」と、受給時の「公的年金等控除」があり、過度に保護されているとの指摘がある⁵⁷。

公的年金等控除に関しては、税制調査会(内閣府)「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成 14 年 6 月 14 日)で縮減に向けた基本方針が出され、同調査会基礎問題小委員会では、「少子高齢化と税制」が議題となってきた。同調査会が 6 月中旬に出す予定の税制改革の「中期答申」には、所得の高い高齢者の公的年金等控除の見直しが盛り込まれる見通しである⁵⁸。

提言・意見等の中では、社保審、戦略会議、有識者会議、与社協、諮問会議、経産省、厚労省、経団連²²、構想フォ³⁶、堀³⁸、小塩⁴⁷、山崎⁵³、八代⁵⁵が公的年金等控除の見直しについて言及しており、社負研は、給与所得控除程度の水準への引き下げを提唱し、日本経団連²³は、公的年金等控除の原則廃止を提唱している。八代⁵⁵は、公的年金等控除の見直しの方法について、厚生年金の保険料控除に限度を設けること、保険

⁵⁴ 年金積立金の運用の仕組みは、平成 13 年度から改変されている。平成 12 年度までは、積立金全額が旧大蔵省資金運用部(現財務省財政融資資金)に預託され、その一部を年金福祉事業団が資金運用部から借り入れて別途運用していたが、平成 13 年度からは、資金運用部への預託義務が廃止され、厚生労働大臣による自主運用が開始された(年金資金運用基金の創設)。平成 20(2008)年度までに、財政融資資金から資金を徐々に戻して、年金資金運用基金が積立金全額を運用することになっている(厚生労働省「平成 13 年度 厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」(平成 14 年 10 月)

<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/10/dl/s1030-2a.pdf>>「第 1 章-2 年金積立金の運用の仕組み」。

⁵⁵ 「公的年金積立金 株式運用を継続 社会保障審議会が意見書」『日本経済新聞』2003.3.13,夕刊。なお、年金積立金の運用については、次の報告書等がある。年金積立金の運用の基本方針に関する検討会(厚生省)「年金積立金の運用の基本方針に関する検討会報告」(平成 12 年 12 月 22 日)厚生労働省「平成 13 年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」(平成 14 年 10 月 30 日)(第 10 回社会保障審議会年金資金運用分科会資料 4)、社会保障審議会年金資金運用分科会(厚生労働省)「厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)(報告)(諮問)」(平成 15 年 3 月 26 日)。

⁵⁶ 前掲「厚生年金、国民年金の財政用語集」。

⁵⁷ 「高齢者の課税強化」『読売新聞』2003.5.28。

料控除に一定枠を設け、公的年金、従来の企業年金、確定拠出年金のいずれにも使えるようにすることを挙げている。

厚労省 は、年金課税の見直しにより得られる財源を年金制度に還元することを提案しており、ビジョン懇 にも類似の言及がある。鈴木⁶⁰も、「米国で行われている高額年金受給者への課税とその財源の年金財政への還元は考慮に値する。」と述べている。

関連する問題として、産構審 と諮問会議 は、経済・財政改革と社会保障改革とをセットにした改革を提唱している。また、経産省 と八代⁵⁵は、社会保険料と税の徴収等との一体化を提唱し、木村⁵⁸は、目的を同じくする税と社会保障給付の統廃合を提唱している。

9 企業年金等

企業年金は、企業がその従業員を対象に実施する年金であり、わが国では、これまで厚生年金基金と税制適格退職年金の2タイプが認められてきた。しかし、平成13年6月、「確定給付企業年金法」⁵⁹及び「確定拠出年金法」⁶⁰が成立し、現在、企業年金の選択肢は、確定給付型年金（厚生年金基金、規約型企業年金、基金型企業年金）と確定拠出年金（企業型）の4タイプになっている。公的年金の給付水準の見直しが行われている中で、公的年金を補完するものとしての企業年金等の役割の検討は、重要になっている。

提言・意見等の中では、ビジョン懇、産構審、戦略会議、与社協、諮問会議、経産省（特に「確定拠出年金（個人型）」）、厚労省、日経連、経団連²²、同友会^{25・26}、高山⁴⁰、小塩⁴³、駒村⁴⁹、井堀⁵⁶が、企業年金等の普及、育成、拡充などを提案している。駒村⁴⁹は、65歳から69歳の間の所得保障を私的年金の充実で代替する仕組みの検討を提唱し、小塩⁴³は、民間の年金に加入させるために政府が関与することや、加入のインセンティブが働くような制度をつくることを提唱している。

また、社保審 は、私的年金について、中途退職等による年金権の喪失防止策を講じることを提唱し、井堀⁵⁶は、確定拠出の私的（個人勘定）年金への税制上の優遇措置を行うこと、リスクの高い資産運用については一定の制約を設け、運用機関の情報開示の徹底や運用機関が破綻した場合の消費者保護策の強化を行うことなどを提唱している。

この他、日経連²³は、確定拠出年金について、拠出限度額の撤廃、中途引出しの容認などを行うべきとし、確定給付企業年金制度について、本人拠出分の課税上の制限の撤廃などを行うべきとしている。戦略会議 は、確定拠出型の個人年金・企業年金の税制を、「拠出時・運用時非課税、受給時課税」に一本化すること、企業年金の事業主拠出の損金算入

⁵⁸ 「年金優遇税制を見直し」『読売新聞』2003.5.28. 追記（p.21.）参照。

⁵⁹ 平成13年法律第50号。一部を除き、平成14年4月施行。確定給付型の企業年金の新たな形態として、「規約型企業年金」と「基金型企業年金」の2つの制度が設けられた。また、(a)平成24(2012)年3月末をもって税制適格退職年金は廃止されることになり、(b)異なる企業年金制度間で制度移行が可能になり、(c)一定の条件の下で代行部分の返還が可能になっている（『平成13年度中小企業庁委託調査 適格退職年金導入中小企業に関する新企業年金制度調査報告書』（平成14年3月）pp.8-9.など）。なお、本稿で取り上げた提言・意見等でも、戦略会議、日経連¹⁸、同友会²⁶、連合³¹、化リーグ³³から、厚生年金基金の代行制度の廃止についての提言があった。

⁶⁰ 平成13年法律第88号。一部を除き、平成13年10月施行。企業が従業員のために制度を実施する「企業型年金」と、自営業者等や企業の支援が受けられない従業員が任意で加入する「個人型年金」の2つの確定拠出年金制度が新たに設けられた（同上）。

枠の大幅な拡大と特別法人税の廃止を提言している。

10 受給資格期間等

年金を受けるためには、保険料を納めた期間や加入者であった期間等の合計が、一定年数以上であることが必要である。年金を受けるために必要な加入期間を、受給資格期間と言い、わが国の公的年金では、すべての人に支給される老齢基礎年金の受給資格期間の25年間が基本になるが⁶¹、長すぎるといふ指摘がある。提言・意見等の中でも、社保審・駒村⁵¹がこれについて述べており、駒村⁵¹は、国民年金の空洞化との関連で、「年金受給要件(25年)の短縮により「もう手遅れである」という理由の未納者を減少させること、失業期間中の取扱いや国民健康保険料との一体徴収について検討することも考えられる。」と述べている。

この他、厚労省は、特に若い世代の年金制度への理解と信頼を高めるため、「ポイント制」(個人の保険料納付実績を点数化して定期的に通知する制度)を導入し、給付と負担の関係が分かりやすくなることを目指している。

また、提言・意見等の中では社保審に言及があるが、無年金障害者の問題も重要な課題となっている⁶²。

(追記)

本資料執筆後の平成15年6月10日、社会保障審議会(厚生労働省)が6月中にとりまとめる予定の報告書案が明らかになった。(a)高齢者給付の伸びをある程度抑制し、次世代育成支援を推進すること、(b)社会保険方式を主体として運営を行うこと、(c)「潜在的国民負担率」の上限を50%程度とする考え方は適当ではないことなどが述べられている⁶³。

また、6月11日には、経済財政諮問会議(内閣府)が6月下旬にとりまとめる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針2003)」の原案が明らかになった。本資料と関連した部分では、(a)潜在的国民負担率について、社会保障費だけでなく歳出全体の削減で50%程度にとどめること、(b)基礎年金の国庫負担引き上げの財源について、「高齢者も広く負担する税が望ましい」とし、消費税率引き上げの必要性をにじませたことなどが挙げられる⁶⁴。同方針は、潜在的国民負担率の部分の表現などにつき修正が行われた後、6月27日に閣議決定される予定である⁶⁵。

なお、6月17日には、税制調査会が「少子高齢社会における税制のあり方」と題する中期答申をまとめた⁶⁶。年金受給者の控除縮小など所得税の強化や、消費税率の二桁への引き上げが明記されている。

(平成15年6月25日現在)

⁶¹ 前掲「厚生年金、国民年金の財政用語集」。

⁶² 「坂口厚労相が無年金障害者の解決で試案…年金制度の枠組みの中でなく、福祉的措置で救済…」『年金実務』1503,2002,pp.11-13. 森隆男「わが国における障害者の所得保障制度の現状と課題 障害基礎年金制度の抜本的改革=社会扶助化の徹底の必要性」『海外社会保障研究』140,2002.9,pp.62-71.など。

⁶³ 「社会保障 高齢者給付を抑制 審議会報告書案 子育て支援強化」『日本経済新聞』2003.6.10,夕刊。

⁶⁴ 「国民負担50%程度明記」『日本経済新聞』2003.6.11.

⁶⁵ 「「骨格守った」苦肉案」『朝日新聞』2003.6.25.

⁶⁶ 「高所得者の年金控除縮小」『日本経済新聞』2003.6.17,夕刊。

付 公的年金制度に関する主な提言・意見

1. 審議会・省庁等の報告書など⁶⁷

高齢社会福祉ビジョン懇談会⁶⁸

「21世紀の福祉ビジョン 少子・高齢社会に向けて」(平成6年3月28日)⁶⁹

年金、医療、福祉等の給付のバランスの転換(現在の5:4:1から5:3:2程度とする。)などを提唱。財源は、社会保険料負担を中心とする。

社会保障制度審議会(総理府)⁷⁰

「社会保障体制の再構築(勧告)~安心して暮らせる21世紀の社会を目指して~」(平成7年7月4日)⁷¹

社会保障の基本理念の転換(「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」とする。)公的介護保険制度の創設などを提唱。財源は、社会保険料負担を中心とする。

「新しい世紀に向けた社会保障(意見)」(平成12年9月14日)⁷²

国民皆保険制度の維持などを提唱。「賦課方式を基本に積立方式の要素を相当適度維持」することを提案。を踏襲しつつ、セーフティ・ネットの役割を強調。

産業構造審議会基本問題小委員会(通商産業省)

中間とりまとめ(平成8年11月25日)⁷³

経済構造改革と財政・社会保障改革を併せて行うこと、基礎年金の充実(1人当たり月額85,000円)と報酬比例部分の撤廃などを提唱。

経済企画庁経済研究所⁷⁴

「新たな基礎年金制度の構築に向けて」(平成11年1月)⁷⁵

「公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性」(平成12年3月)⁷⁶

基礎年金と報酬比例部分との分離、報酬比例部分の積立方式への移行などを提唱。

⁶⁷ 最初に出された報告書の年月日順に記載した。

⁶⁸ 厚生大臣の私的懇談会(座長=宮崎勇大和総研代表取締役理事長)。

⁶⁹ 解説資料:「適正給付・適正負担の福祉社会を実現 21世紀福祉ビジョンを厚相に提出」『週刊社会保障』1784,1994.4.4,pp.44-61。

⁷⁰ 昭和24(1949)年に発足した社会保障制度審議会は、平成13(2001)年1月6日の省庁再編に伴い廃止され、その役割は内閣府の経済財政諮問会議、厚生労働省の社会保障審議会などに引き継がれた。

⁷¹ 解説資料:「21世紀の社会保障体制の再構築で勧告-社保審が基本的理念の転換を提唱」『週刊社会保障』1846,1995.7.10,pp.12-21。

⁷² 解説資料:「社会保障の方向性と基本素材を提示 社保制審が「新しい世紀に向けた社会保障」で意見書」『週刊社会保障』2104,2000.9.25,pp.12-19。「国民皆保険、皆年金は改善しつつ維持すべき…社会保障制度審議会が新しい世紀に向け意見まとめる…」『年金実務』1409,2000.9.25,pp.4-8.など。

⁷³ 解説資料:「公的年金の定額化を提言 産構審基本問題小委が中間まとめ」『週刊社会保障』1917,1996.12.9,p.13。

⁷⁴ 省庁再編により、現在は「内閣府経済社会総合研究所」(ESRI)となっている。

⁷⁵ 報告書は、経済企画庁経済研究所のシステム分析調査室における「年金の将来に関する経済分析」ユニット(代表者牛丸聡)によって行われた第1次報告書で、当該ユニットに参加する各研究員の個人的見解を示すものであり、経済企画庁としての見解ではない。報告書と併せた解説資料として、牛丸聡、吉田充志「公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性」『エコノミック・リサーチ』10,2000.6,pp.10-21.がある。

⁷⁶ 上記ユニットによる第2次報告書。報告書と同様に経済企画庁としての見解ではない。解説資料:「基礎年金財源は税方式で 経済企画庁経済研究所が報告公表」『週刊社会保障』2089,2000.6.5,p.15。

内閣府経済社会総合研究所

「少子高齢・成熟経済での「社会保険統合」に関する研究 あるべき皆保険の姿と 21 世紀中の財政見通し」(平成 15 年 2 月)⁷⁷

各種社会保険(医療、介護、年金、雇用)を「国民保険」として統合することなどを提唱。

経済戦略会議⁷⁸

「日本経済再生への戦略」(平成 11 年 2 月 26 日)⁷⁹

公的年金を基礎年金部分に限定することなどを提唱。

社会保障構造改革の在り方について考える有識者会議⁸⁰

報告書「21 世紀に向けての社会保障」(平成 12 年 10 月 24 日)⁸¹

高齢者の応分の負担などを提唱。財政方式は社会保険方式を主とする。

政府・与党社会保障改革協議会

「社会保障改革大綱」(平成 13 年 3 月 30 日)⁸²

個人の選択に中立的な持続可能な社会保障制度の再構築のための「理念」と「基本的考え方」を提示。

経済財政諮問会議(内閣府)⁸³

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成 13 年 6 月 26 日)⁸⁴

「社会保障個人会計(仮称)」の創設などを提唱。医療制度改革に力点。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日)⁸⁵

負担の抑制などを提唱。次期年金制度改革に力点。

女性とライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(厚生労働省)

「報告書～女性自身の貢献がみのる年金制度～」(平成 13 年 12 月 14 日)⁸⁶

モデル年金の共働き世帯への転換、短時間労働者等に対する厚生年金適用の拡大などを提唱。

⁷⁷ "Discussion Paper Series"の一つとして喜多村悦史、竹下隆夫、郡司康幸によりとりまとめられたもの。論文の内容・意見は執筆者個人に属するもので、内閣府や経済社会総合研究所の公式の見解を示すものではない。解説資料:「社会保険 国民保険構想を提案 内閣府喜多村研究官」『社会保険旬報』2156,2002.12.11,p.5.

⁷⁸ 内閣総理大臣の諮問機関(議長=樋口廣太郎株式会社アサヒビール名誉会長)。

⁷⁹ 解説資料:「厚生年金を完全民営化に 経済戦略会議が経済再生で答申書」『週刊社会保障』2028,1999.3.8,p.23.

⁸⁰ 内閣総理大臣の私的諮問機関(座長=貝塚啓明中央大学教授)。

⁸¹ 解説資料:「社会保険方式を柱に 21 世紀の社会保障を構築 社会保障有識者会議が報告書提出」『週刊社会保障』2109,2000.10.30,pp.40-45.

⁸² 解説資料:「14 年度に高齢者医療制度見直しを実現 政府・与党協議会が「社会保障改革大綱」まとむ」『週刊社会保障』2131,2001.4.9,pp.12-17.

⁸³ 、 以外は、「付 年表」参照。

⁸⁴ 解説資料:「医療費総額抑制に向け効率化プログラム策定へ 経済財政諮問会議の「基本方針」を閣議決定」『週刊社会保障』2142,2001.7.2,pp.40-47.

⁸⁵ 解説資料:「年金改革等で首相が指示 厚労相等閣僚に改革案作成を要請」『週刊社会保障』2195,2002.7.29,p.12.

⁸⁶ 解説資料:「ライフスタイルに対応した制度に 「女性と年金検討会」報告書をみる ～」『週刊社会保障』2167,2002.1.7,pp.92-95. 2168,2002.1.14,pp.54-57. 2169,2002.1.21,pp.54-57. 2170,2002.1.

社会保障負担等の在り方に関する研究会⁸⁷

「「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書」(平成14年7月25日)⁸⁸

制度設計、財政方式、財源調達の3点を併せて考えるべきこと、年金・医療・福祉の制度間等のバランスをとることなどを提唱。消費税の引き上げ、生活保護の見直しにも言及。

経済産業省

「年金制度改革について<論点の提示>」(平成14年11月29日)⁸⁹

将来の保険料率を20%にとどめることなどを提唱。

厚生労働省

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(平成14年12月5日)⁹⁰

次期年金改革のたたき台として、最終的な保険料水準を固定し給付を自動調整する「保険料固定方式」などを提示。国民年金保険料の多段階免除導入の検討などを提唱。

2. 関係団体の提言⁹¹

日本経営者団体連盟

「今後の社会保障構造改革についての提言」(平成8年10月2日)⁹²

国民負担率の一層の抑制(「50~45%以下」とする。)給付水準の見直しなどを提唱。

「年金改革の基本方向」について(平成10年9月11日)⁹³

基礎年金と報酬比例部分の財源の分離、報酬比例部分の積立方式への移行、負担の抑制と給付の削減などを提唱。

経済団体連合会

「透明で持続可能な年金制度の再構築を求める」(平成8年12月10日)⁹⁴

「世代を越えて持続可能な社会保障制度を目指して~社会保障制度改革のビジョン~」(平成8年12月17日)⁹⁵

28,pp.62-65.

⁸⁷ 研究会は、国立社会保障・人口問題研究所の研究の一環として行われたもので、平成14年度厚生労働科学研究事業「社会保障負担の在り方に関する研究」の一部をなすもの。報告書は、社会保障審議会等における社会保障に関する制度横断的検討の参考となるものであるが、厚生労働省の公式見解を示すものではない。

⁸⁸ 解説資料:「社会保障番号制の導入を「社会保障負担等研究会」が報告書」『週刊社会保障』2197,2002.8.19,p.42.

⁸⁹ 解説資料:「保険料上限を20%に固定 経済産業省が年金改革の論点公表」『週刊社会保障』2213,2002.12.9,p.12.

⁹⁰ 解説資料:「年金改革に向けた「方向性と論点」をみる 上・中・下」『週刊社会保障』2217,2003.1.13,pp.6-9. 2218,2003.1.20,pp.6-9. 2219,2003.1.27,pp.6-9.など。

⁹¹ 経済団体、労働団体、その他の順で記載した。

⁹² 解説資料:「適正な福祉と負担を実現 日経連が社会保障構造改革で提言」『週刊社会保障』1909,1996.10.14,p.14.

⁹³ 解説資料:「一階と二階の財源分離を 日経連が年金改革の基本方向発表」『週刊社会保障』2005,1998.9.21,p.14.

⁹⁴ 解説資料:「基礎年金は税で、報酬比例部分は積立方式で…経団連が年金改革で支給年齢引き上げの前倒しなど提言…」『年金実務』1216,1997.1.13,pp.9-11.

⁹⁵ 解説資料:「賦課方式の再検討を提言 経団連が年金等社保改革で意見書」『週刊社会保障』1922,1997.1.20,p.43.

21 「国民が信頼できる公的年金制度の再構築を」(平成 10 年 7 月 21 日)⁹⁶

22 「経済・財政等のグランドデザイン策定と当面の財政運営について」(平成 12 年 10 月 2 日)⁹⁷

から 22 まで、基礎年金と報酬比例部分の財源の分離、報酬比例部分の積立方式への移行などを提唱。

日本経済団体連合会⁹⁸

23 「公的年金制度改革に関する基本的考え方」(平成 14 年 10 月 7 日)⁹⁹

負担の引き上げなどに反対。基礎年金と報酬比例部分の財源の分離などを提唱。

24 「活力と魅力溢れる日本をめざして」(平成 15 年 1 月 1 日)¹⁰⁰

2 段階(平成 22(2010)年度と平成 37(2025)年度)での給付の抑制により、年平均名目 3%、実質 2%程度の経済成長が可能であるという財政シミュレーションを提示。

経済同友会¹⁰¹

25 「安心して生活できる社会を求めて」(平成 9 年 4 月 25 日)¹⁰²

公的年金と私的年金の完全分離などを提唱。

26 「社会保障制度改革の提言(その 1)年金制度改革」(平成 12 年 3 月 10 日)¹⁰³

負担の固定化などを提唱。確定拠出型年金化方式、スウェーデン方式、給付切り下げ方式の 3 案を提示。

27 「「自律国家」と「国民負担率 30%の小さな政府」 21 世紀の若者達に活力ある経済社会を残すために」(平成 13 年 1 月)¹⁰⁴

国民負担率 30%(GDP 対比)の小さな政府の構築などを提唱。

28 「急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革」(平成 14 年 12 月 5 日)¹⁰⁵

老後の生活のナショナル・ミニマムを保障する“新基礎年金制度”の制定などを提唱。

29 「国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革 日本が目指すべき財政・税制のあり方」(平成 15 年 2 月 27 日)

28 と年金部分は同旨。

⁹⁶ 解説資料:「基礎年金部分と報酬比例部分を明確に峻別…経団連が年金改革で提言、基礎年金部分は税方式で」『年金実務』1297,1998.7.21,pp.5-9.

⁹⁷ 解説資料:「効果的給付で負担削減を 経団連がグランドデザインを策定」『週刊社会保障』2108,2000.10.23,p.15.

⁹⁸ 日本経済団体連合会(日本経団連)は、平成 14(2002)年 5 月に経済団体連合会(経団連)と日本経営者団体連盟(日経連)が統合して発足した総合経済団体。

⁹⁹ 解説資料:「基礎年金は間接税方式に 日本経団連が年金制度改革意見書」『週刊社会保障』2207,2002.10.28,p.13.

¹⁰⁰ 解説資料:「社会保障や財政等の改革で約 2%の成長…日本経団連ビジョン、年金の給付抑制が前提に…」『年金実務』1526,2003.1.27,pp.4-6.など。

¹⁰¹ 関西経済同友会も、公的年金を基礎年金部分(間接税方式)のみとし、報酬比例部分は完全積立方式で民営化することを提唱している。

¹⁰² 解説資料:「報酬比例は私的年金等へ 経済同友会が社会保障改革で意見」『週刊社会保障』1937,1997.5.12,p.48.

¹⁰³ 解説資料:「内閣に年金委員会設置を 経済同友会が年金制度改革で提言」『週刊社会保障』2082,2000.4.10,p.21.

¹⁰⁴ 解説資料:「経済同友会国民負担率 30%の小さな政府をめざす提言…2010 年の日本の将来像について国民的議論を…」『年金実務』1432,2001.3.12,p.30.

¹⁰⁵ 解説資料:「年金目的税で財源を確保 経済同友会が「新基礎年金」を提言」『週刊社会保障』2214,2002.12.16,p.15.

関西経済連合会

30 「21世紀の日本を支える社会保障のあり方 公平で確実な年金・医療・介護保険制度の試案」(平成13年3月6日)

全国民が個人単位で加入する「新基礎年金」の創設などを提唱。

日本労働組合総連合会

31 「2000～2003年度 政策・制度 要求と提言」(平成13年6月19日)¹⁰⁶

基礎年金を税を財源とする普遍年金に再編することなどを提唱。

32 「連合「21世紀社会保障ビジョン」」(平成14年10月3日)¹⁰⁷

社会保障制度の運営のための第三者機関(仮称:社会保障基金)の創設などを提唱。

化学リーグ21(日本化学産業労働組合連盟)¹⁰⁸

33 「私たちの提案する年金・税制改革 安心のためになにを選択しますか」(平成13年4月)

受給期間の有期化等による年金財政の適正化などを提唱。

構想日本¹⁰⁹

34 「[提言]新基礎年金制度の創設と国民的な議論を提言する」(平成12年10月27日)¹¹⁰

社会保険方式により「国民皆年金」を実現することは不可能であるとし、普遍的な「新基礎年金制度」を創設することなどを提唱。

35 「[論文]いかなる年金制度を目指すのか、根本的な議論が必要～年金制度改革の3案の比較～」(平成14年10月10日)

基礎年金の問題の本質を制度の分立、社会保険方式と税方式の混在であるとし、解決策として3案を提示。

政策構想フォーラム¹¹¹

36 「年金改革への道筋 - 1980年以降に生まれた世代は新制度に移行 - 」(平成13年2月23日)¹¹²

公的年金の範囲を基礎年金に限定し、1980年以降に生まれた世代については報酬比例部分を民営化することなどを提唱。

¹⁰⁶ 解説資料:「連合が2001～3年度政策要求と提言…税方式の基礎年金は一般財源と年金目的間接税で…」『年金実務』1449,2001.7.16,pp.23-25.

¹⁰⁷ 解説資料:「連合が年金改革に向けてのプログラム…定額基礎年金+定率報酬比例年金の二階建てを維持…」『年金実務』1514,2002.10.28,pp.5-7.

¹⁰⁸ 平成14(2002)年10月10日、新化学、石油労連、全国セメント、化学リーグ21が結集し、「JEC連合」となる。

¹⁰⁹ 独立・非営利のシンクタンク(代表=加藤秀樹)。

¹¹⁰ 解説資料:「究極の年金改革案・税方式による新基礎年金制度 社会保険方式で皆年金は実現不能だ」『週刊東洋経済』5676,2000.12.16,pp.124-126.など。

¹¹¹ 日本の経済社会の改革に強い関心をもつ社会科学系研究者を「研究会員」とし、同フォーラムの基本的姿勢に賛同する「法人会員」の協力をうる研究組織(代表世話人=大塚啓二郎政策研究大学院大学教授)。

¹¹² 解説資料:「積立方式へ段階的移行を 政策構想フォーラムが年金改革案」『週刊社会保障』2127,2001.3.12,p.15.など。

3. 有識者の意見¹¹³

堀勝洋（上智大学教授／社会保障法学、社会保障論）¹¹⁴

37 「基礎年金の財源を何に求めるか 自助と連帯の仕組みの社会保険」『関西経協』
55(3),2001.3,pp.8-11.¹¹⁵

38 「年金制度改革の課題 2004年改正に向けての展望」『関西経協』
56(6),2002.6,pp.34-38.¹¹⁶

高山憲之（一橋大学教授／公共経済学、経済政策）

39 「公的年金制度～残された課題と将来展望～」『月刊福祉』84(1),2001.1,pp.26-33.

40 「経済教室 年金財源、切り替えが急務」『日本経済新聞』2001.5.22.

41 「経済教室 社会保障改革への提言 上 年金 行政主導では手詰まり」『日本経済新聞』2002.12.24.

42 「低成長経済下における年金制度のあり方」『年金と経済』21(4),2002.12,pp.57-64.

小塩隆士（東京学芸大学助教授／経済学）¹¹⁷

43 「けいざい闘論 公的年金の民営化論 2階建て部分は可能 基礎年金はより強固に（小塩隆士） 現実的な選択でない 老後所得保障国が責任（矢野朝水）」『日本経済新聞』2000.5.22.

44 「年金民営化の考え方と課題」『季刊年金と雇用』20(2) 2001.8 pp.21-29.

45 「経済教室 社会保障と税 高齢者向けは税方式で」『日本経済新聞』2002.3.20.

46 「年金破綻をどう回避するか」『ESP』440,2002.5,pp.53-57.¹¹⁸

47 「学者が斬る シリーズ94 年金制度破綻回避への提言」『エコノミスト』
80(53),2002.12.10

駒村康平（東洋大学助教授／社会保障論）

48 「経済教室 社会保障、医療・福祉に重点」『日本経済新聞』2001.8.30.（広井良典¹¹⁹との連名）

49 「経済教室 年金、新推計で改革急げ」『日本経済新聞』2002.3.28.（菅桂太¹²⁰との連名）

50 「加速する少子・高齢化と年金改革」『Satya』47,2002.7,pp.24-27.

51 「経済教室 年金改革の方向 下 未納解消の抜本策必要」『日本経済新聞』2003.4.9.

橋木俊詔（京都大学教授／経済学一般理論、労働経済学）

52 「公的年金の信頼性を回復する制度改革案」『フィナンシャル・レビュー』64 2002.8
pp.181-199.（中居良司¹²¹との共著）

¹¹³ 順不同。人物情報は、『新訂 現代日本人名録 2002』（紀伊國屋書店,2002.1）による。年金に関する近年の雑誌論文などを、古いものから順に書誌情報のみ挙げた。

¹¹⁴ 報告書 及び報告書 に関与。

¹¹⁵ 「経済教室 社会保障改革を問う 下 保険方式の利点生かせ」『日本経済新聞』1999.5.13.も、ほぼ同旨。

¹¹⁶ 「年金制度改革の課題と展望」『週刊社会保障』2168,2002.1.14,pp.24-27.も、ほぼ同旨。

¹¹⁷ 提言³⁶をとりまとめている。

¹¹⁸ 同旨に、「経済教室 年金改革への提言 上 制度存続かけた議論を」『日本経済新聞』2002.7.24.がある。

¹¹⁹ 千葉大学助教授（医療経済、社会保障論、科学哲学）。

¹²⁰ 慶應義塾大学研究助手。

¹²¹ 元財務省財務総合政策研究所研究員（住友電気工業）。

- 山崎泰彦（上智大学教授／社会保障論）¹²²
- 53 「少子高齢社会と公的年金制度」『年金と経済』21(2),2002.8,pp.39-44.¹²³
- 八代尚宏（日本経済研究センター理事長／経済政策、福祉・労働問題）
- 54 「人口高齢化と公的年金制度改革のあり方」『財経詳報』2292,2002.3.15,pp.5-9.
- 55 「経済教室 社会保障と税 公平維持へ一体的に改革」『日本経済新聞』2002.3.18.
- 井堀利宏（東京大学大学院教授、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官／経済学、財政学）¹²⁴
- 56 「経済教室 年金改革への提言 下 「公」は後期高齢者に限定」『日本経済新聞』2002.7.26. ¹²⁵
- 57 「社会保障と税制」『フィナンシャル・レビュー』65,2002.10,pp.4-20.
- 木村陽子（元・奈良女子大学教授／財政学、社会政策、社会福祉）¹²⁶
- 58 「経済教室 社会保障と税 「家族」から「個人」単位に」『日本経済新聞』2002.3.19.
- 59 「論陣論客 宮武剛・木村陽子 皆年金維持へ税方式に」『読売新聞』2002.9.24.
- 鈴木亘（大阪大学助教授／医療経済学）
- 60 「経済教室 年金改革への提言 中 給付削減なら段階的に」『日本経済新聞』2002.7.25.
- 八田達夫（東京大学教授／社会経済学、ミクロ経済学、財政学）
- 61 『年金改革論 積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社,1999.4,pp.143-160 .(小口登良との共著)
- 神野直彦（東京大学大学院教授／財政学）¹²⁷
- 62 「低成長経済下での年金制度のあり方」『年金と経済』21(4),2002.12,pp.65-69.
- 金子勝（慶應義塾大学教授／財政学、地方財政論）
- 63 「第1章 拠出税方式の所得比例年金を」『「福祉政府」への提言 社会保障の新体系を構想する』岩波書店,1999.12,pp.15-45.
- 里見賢治（大阪府立大学教授／経済政策、福祉政策）
- 64 「公費負担中心型社会保障とその財源政策 普遍的社会保障制度の構築のために」『社会問題研究』49(2),2000.3,pp.105-128.
- 65 「公的年金制度の動向と論点 社会保険方式から公費負担方式へ」『大原社会問題研究所雑誌』524,2002.7,pp.1-17.
- 宮島洋（東京大学大学院教授／財政学、税制、公共経済論）¹²⁸
- 66 「経済教室 社会保障財源、議論慎重に」『日本経済新聞』2003.1.17.

¹²² 報告書 共同世話人。所属は執筆時。現在、神奈川県立保健福祉大学教授。

¹²³ ほぼ同旨を報告書 及び報告書 と比較して論じたものに、「年金改革の論点」『季刊 年金と雇用』20(1),2001.5,pp.22-25.がある。

¹²⁴ 提言³⁶に 関与。

¹²⁵ 「21世紀の年金改革：公的年金の守備範囲」『季刊 年金と雇用』20(1),2001.5,pp.16-21.も、ほぼ同旨。

¹²⁶ 報告書 に 関与。

¹²⁷ 報告書 共同世話人。

¹²⁸ 報告書 ・ ・ ・ に 関与。所属は執筆時。平成15年度より、早稲田大学特任教授。

西沢和彦（さくら総合研究所主任研究員）

67 「公的年金制度信頼回復への提言」『Japan Research Review』11(12),2001.12, pp.52-83.

68 「年金改革の方向 上 世代格差是正 工夫の余地」『日本経済新聞』2003.4.8.

付 年表：公的年金制度に関する近年の主な報告書など

公的年金制度に関する近年の主な報告書などを、年表にとりまとめた。公的年金制度のあり方を中心に論じたものだけでなく、社会保障全般について論じたものや公的年金制度の一部について述べたもの、関連する法律なども採録するように努めた。

なお、太字は本資料との関係で特に重要だと思われるもの、斜体は関係団体の提言、()内の から 36 までの数字は「付 」の文書番号である。

年月日	主な報告書、提言、関連事項など	出典
平成 5(1993)年		
2月14日	社会保障将来像委員会第一次報告「 - 社会保障の理念等の見直しについて - 」(総理府社会保障制度審議会事務局)	http://www8.cao.go.jp/hoshou/whitepaper/council/future-1/
平成 6(1994)年		
3月28日	高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀の福祉ビジョン - 少子・高齢社会に向けて - 」	『21世紀福祉ビジョン：少子・高齢社会に向けて』高齢社会福祉ビジョン懇談会,1994.3
9月8日	社会保障将来像委員会第二次報告(総理府社会保障制度審議会事務局)	http://www8.cao.go.jp/hoshou/whitepaper/council/future-2/
平成 7(1995)年		
7月4日	社会保障制度審議会(総理府)「社会保障体制の再構築(勧告)～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」	http://www8.cao.go.jp/hoshou/whitepaper/council/kankoku/
7月26日	公的年金制度の一元化に関する懇談会「公的年金制度の一元化について」	公的年金制度の一元化に関する懇談会「公的年金制度の一元化について(資料)」『共済新報』36(8),1995.8,pp.62-69.
11月8日	「高齢社会対策基本法」(平7.11.15法129)成立	
平成 8(1996)年		
6月7日	「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平8.6.14法82)成立	
7月5日	「高齢社会対策の大綱について」閣議決定	http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/a_7.htm
7月10日	財政制度審議会(大蔵省)「財政構造改革を考える - 明るい未来を子どもたちに - 」	『財政構造改革を考える：明るい未来を子どもたちに』財政制度審議会,1996.7
10月2日	日本経営者団体連盟「今後の社会保障構造改革についての提言」 ¹⁷	[cf.解説]「適正な福祉と負担を実現--日経連が社会保障構造改革で提言」『週刊社会保障』50(1909),1996.10.14,p.14.

10月15日	経済団体連合会「社会保障制度改革の必要性と高齢者介護に関するわれわれの考え方」	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol099/pol099.html
11月19日	社会保障関係審議会会長会議（8審議会）「社会保障構造改革の方向(中間まとめ)」	http://www.inaker.or.jp/~haseyuri/re6.html
11月22日	経済同友会「安心して生活できる社会を求めて 社会保障改革の基本的考え方(中間発表)」	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/961122.htm
11月25日	産業構造審議会基本問題小委員会中間とりまとめ（通商産業省）	http://www.meti.go.jp/press/past/b6z08s0.html
12月10日	経済団体連合会「透明で持続可能な年金制度の再構築を求める」 ¹⁹	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol114/index.html
12月17日	経済団体連合会「世代を越えて持続可能な社会保障制度を目指して～社会保障制度改革のビジョン～」 ²⁰	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol129/index.html
平成 9(1997)年		
1月1日	基礎年金番号の実施	
4月25日	経済同友会「安心して生活できる社会を求めて 社会保障改革の基本的考え方」 ²⁵	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/970425.htm
12月5日	年金審議会（厚生省）「論点整理」公表	http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s1205-2.html
12月5日	厚生省年金局「21世紀の年金を選択する - 年金改革・5つの選択肢」	http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0912/h1205-1.html
12月11日	社会保障制度審議会小委員会（総理府）「平成7年勧告後の状況変化に対応した社会保障のあり方について」	http://www8.cao.go.jp/hoshou/whitepaper/council/shoiinkai/
12月11日	経済団体連合会「企業年金制度の抜本改革を求める～自由な人生設計と豊かな老後のために～」	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol157/index.html
平成 10(1998)年		
7月21日	経済団体連合会「国民が信頼できる公的年金制度の再構築を」 ²¹	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol183/index.html
9月11日	日本経営者団体連盟「年金改革の基本方向」 ¹⁸	「資料 日経連・年金改革の基本方向(全文)」『週刊年金実務』1305, 1998.09.28, pp.47-36.
9月17日	経済団体連合会「確定拠出型企業年金制度の導入を求める～多様な設計を認め魅力ある制度に～」	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol195/index.html
9月24日	関西経済同友会経済政策委員会「年金制度改革に関する意見」	http://www.kdoyukai.on.arena.ne.jp/teigen-iken/1998Mar/keizaiseisaku/kindex.html
10月9日	年金審議会（厚生省）「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」	http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1010/h1009-1.html
10月28日	厚生省年金局「年金制度改革案（平成11年）- 21世紀の年金制度」公表	http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1010/h1028-1_20.html

平成 11(1999)年		
1 月	経済企画庁経済研究所「新たな基礎年金制度の構築に向けて」	http://www.esri.cao.go.jp/jp/archive/sei/sei020/sei013.html
2 月 26 日	経済戦略会議答申「日本経済再生への戦略」	http://www.kantei.go.jp/jp/senryaku/990226tousin-dex.html
3 月 30 日	関西経済同友会経済政策委員会「年金制度改革に関する提言」	http://www.kdoyukai.on.arena.ne.jp/teigen-iken/1998Mar/keizaiseisaku/nindex.htm
7 月 14 日	基礎年金の国庫負担の引き上げに関する自自合意	「平成 16 年までの間に国庫を 1/2 に引上げ」『週刊社会保障』2047,1999.7.26,p.16.
10 月 4 日	社会保障への国庫負担の引き上げと消費税の福祉目的税化に関する自自公合意	「福祉目的税化で政策合意 自自公が連立政権の合意書に署名」『週刊社会保障』2057,1999.10.11,p.13.
12 月 21 日	経済団体連合会「厚生年金基金の代行部分返上の選択を求める」	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol257/index.html
平成 12(2000)年		
3 月 10 日	経済同友会社会保障改革委員会「社会保障制度改革の提言(その1)年金制度改革」 <small>26</small>	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/000313_1.pdf
3 月	経済企画庁経済研究所「公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性」	http://www.esri.cao.go.jp/jp/archive/bun/bun170/bun161a.pdf
3 月 28 日	「国民年金法等の一部を改正する法律」(平 12.3.31 法 18) 成立	
9 月 14 日	社会保障制度審議会(総理府)「新しい世紀に向けた社会保障(意見)」	http://www8.cao.go.jp/hoshou/iken/index.html
10 月 2 日	経済団体連合会「経済・財政等のグランドデザイン策定と当面の財政運営について」 <small>22</small>	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/048/index.html
10 月 24 日	社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21 世紀に向けての社会保障」	http://www.kantei.go.jp/jp/syakuaihosyou/report/report.html
10 月 27 日	構想日本「[提言]新基礎年金制度の創設と国民的な議論を提言する」 <small>34</small>	http://www.kosonippon.org/doc/?no=19
12 月 22 日	年金積立金の運用の基本方針に関する検討会(厚生省)「年金積立金の運用の基本方針に関する検討会報告」	http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1222-1_20.html
平成 13(2001)年		
1 月	経済同友会「「自律国家」と「国民負担率 30%の小さな政府」 - 21 世紀の若者たちに活力ある経済社会を残すために - 」 <small>27</small>	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/010118A.pdf
2 月 23 日	政策構想フォーラム「年金改革への道筋 - 1980 年以降に生まれた世代は新制度に移行」 <small>36</small>	http://www.skf.gr.jp/no41/index.html

2月27日	社会保障審議会(厚生労働省)「厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について(答申)」(社保審発第1号)	http://www.mhlw.go.jp/shingi/0102/s0227-2.html
2月28日	公的年金制度の一元化に関する懇談会「公的年金制度の一元化の更なる推進について」	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koutekinenkin/report/1302report.html
3月6日	関西経済連合会社会保障委員会「21世紀の日本を支える社会保障のあり方 - 公平で確実な年金・医療・介護保険制度の試案 - 」 ³⁰	http://www.kankeiren.or.jp/kef-j/iken/i2001/i010306.htm
3月	経済同友会社会保障改革委員会「(補論)社会保障改革委員会提言 社会保障改革委員会提言全体の要約」	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/010326B.pdf
3月30日	政府・与党社会保障改革協議会「社会保障改革大綱」	http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/syakaihosyou/syakaihosyou.html
4月	化学リーグ21(日本化学産業労働組合連盟)「私たちの提案する年金・税制改革 - 安心のためになにを選択しますか - 」 ³³	http://www.j-union.com/chemical-league/html/nenkinzeiseikakaku.pdf
5月11日	厚生労働省年金局「公的年金制度に関する考え方」	「公的年金制度に関する考え方(第1版)全文 - 平成13年5月」『年金実務』1442,2001.5.28,pp.30-47.
6月8日	「確定給付企業年金法」(平13.6.15法50)成立	
6月12日	男女共同参画に関する研究会(経済産業省)「報告書～経済主体・経済活動の多様化と活性化を目指して～」	http://www.meti.go.jp/report/data/g10615aj.html
6月19日	日本労働組合総連合会「2001～2003年度政策・制度 要求と提言」 ³¹	http://www.jtuc-rengo.or.jp/new/download/2001-2003b/part1.pdf
6月22日	「確定拠出年金法」(平13.6.29法88)成立	
6月22日	家族とライフスタイルに関する研究会(内閣府)「家族とライフスタイルに関する研究会報告」	http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kazoku-lifestyle-menu.html
6月26日	経済財政諮問会議(内閣府)「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」 閣議決定	http://www5.cao.go.jp/shimon/2001/0626kakugikettei.pdf
6月27日	「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」(平13.7.4法101)成立	
9月	厚生労働省年金局「公的年金制度に関する考え方(第2版)」	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/nenkin/seido/

9月25日	高齢社会対策の推進の基本的在り方に関する有識者会議(内閣府)「高齢社会対策の推進の基本的在り方について - 年齢から自由な社会をめざして - 」	http://www8.cao.go.jp/kourei/yushiki/index-y.html
9月26日	経済財政諮問会議(内閣府)「改革工程表」公表	http://www5.cao.go.jp/shimon/2001/0926kouteihyou.pdf
12月3日	関西経済同友会社会保障委員会「 - 社会保障制度改革に関する緊急提言 - 長期的に安定した制度の構築に向けて、速やかなる政治の決断を」	http://www.kdoyukai.on.arena.ne.jp/teigen-iken/2000/honbun.html
12月14日	女性とライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(厚生労働省)「報告書～女性自身の貢献がみのる年金制度～」	http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-3.html
12月28日	「高齢社会対策の大綱について」閣議決定	http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/index-t.html
平成14(2002)年		
1月16日	厚生労働省「第1回社会保障審議会年金部会」開催	http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#nenkin
1月25日	経済財政諮問会議(内閣府)「構造改革と経済財政の中期展望について」閣議決定	http://www5.cao.go.jp/shimon/2002/0125kakugikettei.pdf
4月	厚生労働省年金局「公的年金制度に関する考え方(第3版)」	http://www.nenkin.go.jp/html/kouteki3/index.html
6月14日	税制調査会(内閣府)「あるべき税制の構築に向けた基本方針」	http://www.mof.go.jp/singikai/z Eicho/tosin/140614a.htm
6月25日	経済財政諮問会議(内閣府)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定	http://www5.cao.go.jp/shimon/2002/0625kakugikettei.pdf
7月25日	社会保障負担等の在り方に関する研究会「「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書」	http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0725-2.html
10月3日	日本労働組合総連合会「連合「21世紀社会保障ビジョン」」 ³²	http://www.jtuc-rengo.or.jp/new/download/21-vision/200211_vision.pdf
10月7日	日本経済団体連合会「公的年金制度改革に関する基本的考え方」 ²³	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/058/index.html
10月10日	構想日本「[論文]いかなる年金制度を目指すのか、根本的な議論が必要～年金制度改革の3案の比較～」 ³⁵	http://www.kosonippon.org/doc/?no=157
10月30日	厚生労働省「平成13年度 厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/10/s1030-2.html
11月25日	公務員共済年金財政単位一元化研究会(総務省)「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化について(たたき台)」	http://www.soumu.go.jp/singi/kyosai.html
11月29日	経済産業省「年金制度改革について<論点の提示>」	http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003398/

12月5日	厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点」	http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1205-2.html
12月5日	経済同友会「急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革」 ²⁸	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/021205_1.pdf
12月20日	男女共同参画会議影響調査専門調査会(内閣府)「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」	http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/eikyuu/houkoku/index_hei02.html
平成 15(2003)年		
1月1日	日本経済団体連合会「活力と魅力溢れる日本をめざして」 ²⁴	http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/vision2025.html
1月24日	経済財政諮問会議(内閣府)「改革と展望 - 2002年度改定 - 」閣議決定	http://www5.cao.go.jp/shimon/2003/0124kakugikettei.pdf
2月	内閣府経済社会総合研究所「少子高齢・成熟経済での「社会保険統合」に関する研究 - あるべき皆保険の姿と21世紀中の財政見通し - 」	http://www.esri.cao.go.jp/jp/arc_hive/e_dis/e_dis030/e_dis026.html
2月27日	経済同友会「国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を - 日本が目指すべき財政・税制のあり方 - 」 ²⁹	http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/030227_1.pdf
3月7日	財務制度等審議会国家公務員共済組合分科会(財務省)「国共済と地共済の財政単位の一元化について」	http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryuu/kyousaia150307.htm
3月12日	雇用と年金に関する研究会(厚生労働省)「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(雇用と年金に関する研究会報告)」	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0312-2.html
3月13日	社会保障審議会年金資金運用分科会(厚生労働省)「株式を含む分散投資の是非に関する意見」	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0313-7.html
3月26日	社会保障審議会年金資金運用分科会(厚生労働省)「厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)(報告)(諮問)」	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0326-9.html